

# 苫小牧市男女平等参画基本計画（第3次）

## 【第1稿】

苫小牧市

## 苫小牧市男女平等参画都市宣言

先人が築いた歴史と文化に恵まれ 大自然にいだかれて  
ものづくりの息吹を感じ 躍動するまち「とまこまい」  
かけがえのないこのまちに 新たな光をそそぎ  
平和な未来を子どもたちにつなぐため  
わたしたち苫小牧市民は  
世代や性別を超え 人権を尊重し  
いきいきとこころ豊かに暮らす社会の実現をめざし  
ここに「男女平等参画都市」を宣言します

私たちは

- 1 互いに支え合うあたたかい地域をつくります
- 1 手をたずさえ責任を担う家庭をつくります
- 1 個性や能力を活かせる職場をつくります
- 1 平等意識を育てる教育をめざします

平成25年11月17日

苫小牧市

はじめに

(内容)

平成 30 年 2 月  
苫小牧市長 岩倉博文

## 目次

### 第1章 計画策定の基本的な考え方

- 1 計画策定の経過と背景
- 2 計画の目的
- 3 計画の性格
- 4 計画の期間
- 5 計画の基本理念と基本目標
- 6 計画の体系
- 7 数値目標

### 第2章 計画の内容

#### 基本目標Ⅰ 男女平等参画の意識改革

- 推進の方向1 男女平等参画の啓発の推進
- 推進の方向2 男女平等参画の視点に立った教育の推進
- 推進の方向3 性の尊重など男女の人権についての認識の浸透

#### 基本目標Ⅱ 配偶者等からの暴力の根絶（DV防止計画）

- 推進の方向1 配偶者等からの暴力防止に向けた啓発の推進
- 推進の方向2 DV被害者への支援体制の充実

#### 基本目標Ⅲ あらゆる分野への男女平等参画の推進（女性活躍推進計画）

- 推進の方向1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 推進の方向2 男女の家庭生活と他の活動との両立支援
- 推進の方向3 就労等における男女平等の確保
- 推進の方向4 地域社会への男女平等参画の促進

#### 基本目標Ⅳ 健康で生き生きと暮らせる環境の整備

- 推進の方向1 生涯にわたる健康づくりの推進
- 推進の方向2 高齢者等が安心して暮らすための環境の整備

### 第3章 総合的な推進

#### 参考資料

- ・女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約
- ・男女共同参画社会基本法
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）
- ・苫小牧市男女平等参画推進条例
- ・苫小牧市男女平等参画基本計画（第3次）策定の経緯
- ・苫小牧市男女平等参画審議会委員名簿
- ・男女平等参画行政関係年表

## 第1章 計画策定の基本的な考え方

### 1 計画策定の経過と背景

#### 【世界の動き】

国際連合は1975年（昭和50年）を「国際婦人年」と定め、この年のメキシコシティで開催された国際婦人年世界会議において、平等・開発・平和の3つの目標の実現を目的とした「世界行動計画」を採択しました。続く1976年（昭和51年）から1985年（昭和60年）までの10年を「国連婦人の10年」と定め、女性の地位向上を図るための行動が世界的規模で始まり大きな進展をもたらすことになりました。

1979年（昭和54年）には、国連総会において、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が採択されました。また、1995年（平成7年）到北京で開催された「第4回世界女性会議」では、「北京宣言」及び「行動綱領」が採択され、2000年（平成12年）には、ニューヨークにおいて、女性2000年会議と題した国連特別総会が開催され、「北京宣言」及び「行動綱領」を再確認する「政治宣言」と「成果文書」が採択されました。その後、2005年（平成17年）に「第4回世界女性会議」（北京会議）から10年目を記念してニューヨークにおいて「第49回国連婦人の地位委員会」（北京+10）が開催され、一層の取組を国際社会に求めました。さらに、2015年（平成27年）には、北京会議から20年目を記念してニューヨークにおいて「第59回国連婦人の地位委員会」が開催され、これまでの取組状況に関するレビューを行うほか、広報・啓発等の活動を行っています。

#### 【国内の動き】

戦後の婦人参政権の実現と、1946年（昭和21年）に制定された日本国憲法における男女平等の明記が、日本の女性の地位向上の大きな転機となりました。

その後の国際的な動きに対応して、1975年（昭和50年）に国内本部機構として婦人問題企画推進本部が設置され、1977年（昭和52年）には「国内行動計画」を策定しました。以降、1985年（昭和60年）には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を批准し、男女平等に関する法や制度の整備が大きく前進しました。

1999年（平成11年）6月、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけた「男女共同参画社会基本法」を施行し、2000年（平成12年）には、基本法に基づく「男女共同参画基本計画」を策定しました。さらに、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため、2015年（平成27年）に「女性の職業生活における活躍の推進

に関する法律」(女性活躍推進法)が制定されました。これを受け、2015年(平成27年)には、2025年(平成37年)年度末までの「基本的な考え方」並びに2020年(平成32年)年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定める「第4次男女共同参画基本計画」を策定しました。

北海道においては、「北海道婦人行動計画」、「北海道女性の自立プラン」、「北海道男女共同参画プラン」と計画を策定し、施策を推進してきました。2001年(平成13年)には、「北海道男女平等参画推進条例」を制定し、この条例に基づく基本計画として、2002年(平成14年)に「北海道男女平等参画基本計画」を、2008年(平成20年)に「第2次北海道男女平等参画基本計画」を策定し、施策に取り組んできました。この計画の期間終了に伴い、2018年(平成30年)からの「第3次北海道男女平等参画基本計画」を策定しています。

### 【苫小牧市の動き】

苫小牧市は、1991年(平成3年)「苫小牧市女性活動計画～男女がつくる社会を目指して～」を策定し、「女性の自立と男女平等意識の高揚」「女性の健康と福祉の充実」「女性の社会参加」の3つの柱を定め施策を進め、2001年(平成13年)には「とまこまい男女共同参画プラン21」を策定し施策を進めてきました。

2007年(平成19年)には「苫小牧市男女平等参画推進条例」を施行し、基本理念、市、市民、事業者の責務、施策の基本的事項と市長の附属機関として苫小牧市男女平等参画審議会の設置を定めました。2009年(平成21年)には、「苫小牧市男女平等参画基本計画(第2次)」を策定し、市としての取り組みを推進してきました。

また、苫小牧市での男女平等参画の推進に向けた大きな一歩として、2013年(平成25年)には、男女平等参画社会の実現に向けて、市民意識の一層の高揚と気運を醸成することを目的に、北海道で初めてとなる男女平等参画都市を宣言しました。

宣言において、市民、事業者、市が一体となって男女平等参画社会を目指す取組を推進していくことを表明し、同時に宣言の浸透を図るため、国内最大規模の大会である日本女性会議の開催を誘致することとし、2017年(平成29年)、「日本女性会議2017とまこまい」を開催しました。

日本女性会議の開催で得られた成果と気運の高まりを生かし、今後の施策を計画的に推進するため、「苫小牧市男女平等参画基本計画(第3次)」を策定しました。

### ＜苫小牧市男女平等参画都市宣言の経過＞

1999年（平成11年）3月の市議会定例会において苫小牧男女共同参画都市宣言を求める陳情が採択されました。2013年（平成25年）に、苫小牧市は内閣府の平成25年度男女共同参画宣言都市奨励事業における共催地に決定しました。4月に「苫小牧市男女平等参画都市宣言の宣言文について」を苫小牧市男女平等参画審議会に諮問、6月に答申を受けました。7月には市民説明会を開催した後、市民意見提出手続（パブリックコメント）を実施しました。8月に都市宣言文成案を決定、9月に市議会定例会において全会一致で可決しました。そして2013年（平成25年）11月17日、内閣府と共催で開催された「苫小牧市男女平等参画宣言都市記念式典」において、北海道で初めてとなる男女平等参画都市を宣言しました。

都市宣言文の全体の構成としては、前段で現在の苫小牧の状況と、そこに新たな男女平等参画の意識を醸成して明るく平和な未来を次代につなぐために、男女平等参画社会の実現を目指すという決意を表現しました。後段では、男女平等参画社会を実現するための具体的に目指すものを地域、家庭、職場、教育の4項目に絞って箇条書きに列挙する構成としました。苫小牧市民が一体となって、世代や性別を超えてそれぞれがお互いの人権を尊重し合い、喜びも責任も分かち合い、平等にいきいきと心豊かに暮らす男女平等参画社会を目指すことを宣言しています。

### ＜日本女性会議2017とまこまいの経過＞

苫小牧市男女平等参画都市宣言において、市民、事業者、市が一体となって男女平等参画社会を目指す取り組みを推進していくことを表明し、同時に宣言の浸透を図るため、全国大会である日本女性会議の開催を誘致することとしました。

日本女性会議とは、全国から参加者が集い、男女平等参画社会の実現に向けた課題の解決策を探るとともに、参加者相互の交流の促進や情報のネットワーク化を図ることを目的とした国内最大規模の会議です。関係団体、行政の連携により積極的に誘致活動を行った結果、2016年（平成28年）開催地である秋田市より指名を受け、2017年（平成29年）に「日本女性会議2017とまこまい」を開催しました。全国から〇〇〇〇人を超える方が参加され、約〇〇〇人のボランティアの皆様運営を支えられました。

#### ○大会テーマ

「北の大地で語ろう これからの未来の一步を」

#### ○日本女性会議2017とまこまい 大会宣言



大会ロゴ

日本女性会議2017とまこまいの開催についての内容は  
仮置き

## 2 計画の目的

この計画は、苫小牧市がさらに活力あふれる未来へとつながるために、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女の人権が尊重されるとともに、男女が対等な関係で力を出し合い、それぞれが責任を果たし、その成果を分かち合うことのできる男女平等参画社会の実現に向けて、市が取り組む施策の基本的な考え方や方向を示し、総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

## 3 計画の性格

- この計画は、苫小牧市男女平等参画推進条例第8条の規定に基づくものであり、男女平等参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本になるものです。
- 「苫小牧市男女平等参画基本計画（第2次）」の後継計画です。
- 苫小牧市総合計画の「自治体運営」に関連する個別計画として策定するもので、本市の各種計画との整合性を図り策定しています。
- 日本女性会議2017とまこまい大会宣言を踏まえて策定しています。
- 配偶者等からの暴力防止及び被害者支援の取組の強化を図るため、「基本目標Ⅱ 配偶者等からの暴力の根絶」を、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）第2条の3第3項に規定する市町村基本計画（DV防止計画）に位置づけます。
- 男女が対等な構成員として個性と能力を発揮し、あらゆる分野に参画する社会を目指すため、「基本目標Ⅲ あらゆる分野への男女平等参画の推進」を、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第6条第2項に規定する市町村推進計画（女性活躍推進計画）に位置づけます。

## 4 計画の期間

平成30年度から平成39年度までの10年間とし、「施策の内容」については5年間で見直しを行います。なお、計画期間中において社会状況等の変化に応じ見直しを検討



します。

## 5 計画の基本理念と基本目標

苫小牧市男女平等参画推進条例において、男女平等参画を推進するため、次の6つの基本理念を定めています。

基本理念	男女の人権の尊重 社会における制度又は慣行についての配慮 政策等の立案及び決定への平等参画 家庭生活における活動と他の活動の両立 性と生殖に関する健康への配慮 国際社会における取り組みへの配慮
------	---

これらの基本理念を踏まえて、苫小牧市男女平等参画基本計画（第3次）では、4つの基本目標を設定し、その基本目標に沿って施策を進めます。

基本目標	I 男女平等参画の意識改革 II 配偶者等からの暴力の根絶 III あらゆる分野への男女平等参画の推進 IV 健康で生き生きと暮らせる環境の整備
------	---

### 基本目標 I 男女平等参画の意識改革

男女平等参画社会の実現に向けて、性別による固定的な役割分担意識の解消や男女平等参画意識の醸成を図るための啓発を進めます。

あらゆる教育の場で、男女平等と人権尊重を基本とした男女平等参画の視点に立った教育と学習の充実に努めます。

また、ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメントなどの暴力は、被害者の多くは女性であり、女性の人権を著しく脅かす行為として根絶を目指します。

推進の方向	1 男女平等参画の啓発の推進 2 男女平等参画の視点に立った教育の推進 3 性の尊重など男女の人権についての認識の浸透
-------	---

## 基本目標Ⅱ 配偶者等からの暴力の根絶（DV防止計画）

配偶者や配偶者以外のパートナーからの暴力は、重大な人権侵害です。男女平等参画社会の実現を図るため、配偶者等からの暴力防止に向けた啓発の推進を図ります。

また、DV被害者への支援体制の充実を図ります。

- 推進の方向
- 1 配偶者等からの暴力防止に向けた啓発の推進
  - 2 DV被害者への支援体制の充実

## 基本目標Ⅲ あらゆる分野への男女平等参画の推進（女性活躍推進計画）

男女平等参画社会は、男女が対等な構成員として個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野に参画し、ともに責任を担い成果を分かち合う社会です。

このため、まちづくりについて男女双方の意見が反映されるよう政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。

また、男女がともに家庭や仕事、地域社会などの活動を両立できるよう支援し、さまざまな分野の男女平等参画の推進を図ります。

- 推進の方向
- 1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
  - 2 男女の家庭生活と他の活動との両立支援
  - 3 就労等における男女平等の確保
  - 4 地域社会への男女平等参画の促進

## 基本目標Ⅳ 健康で生き生きと暮らせる環境の整備

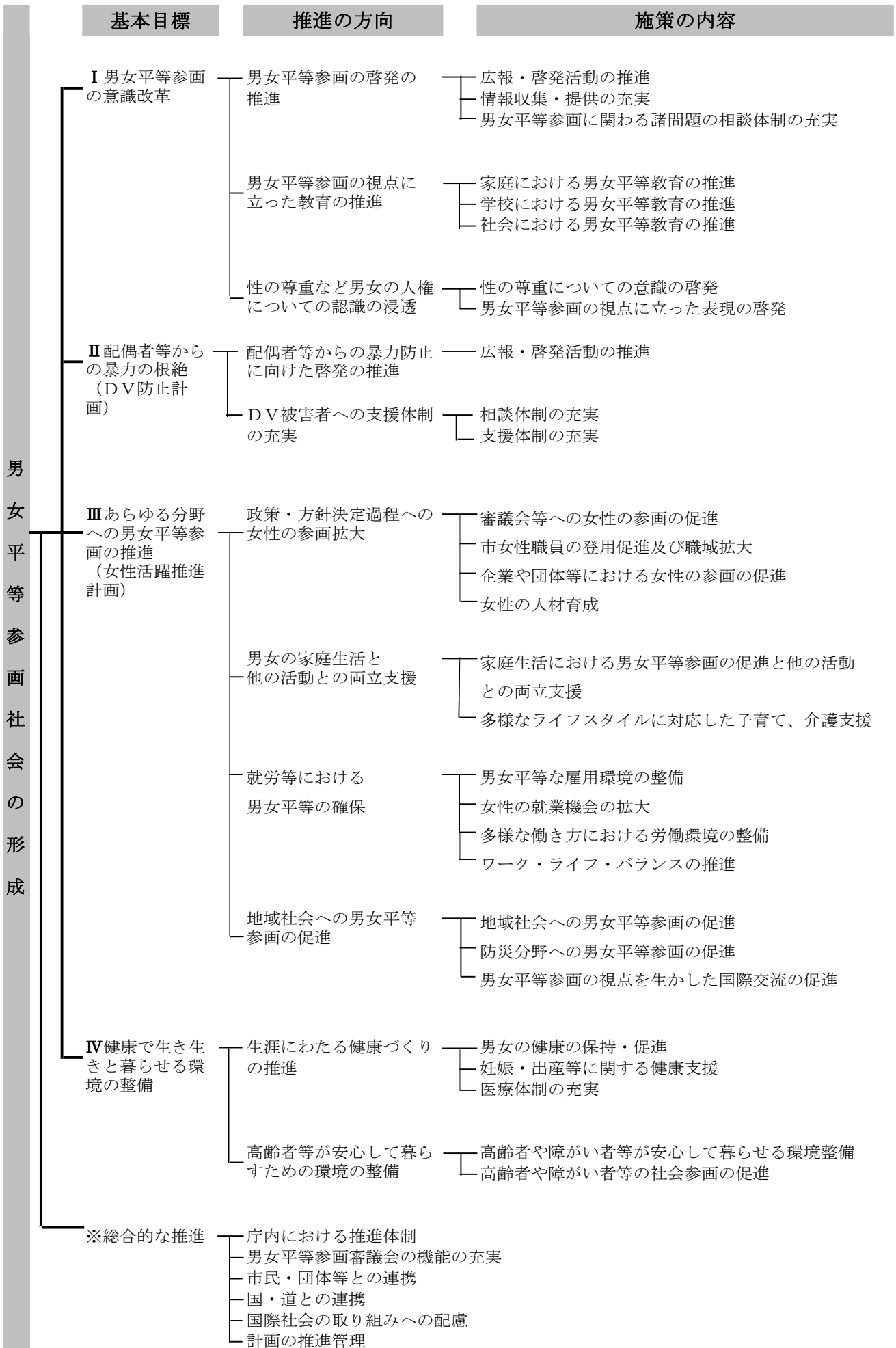
生涯を通じて健康で生き生きと暮らすことは、市民すべての願いです。男女がお互いの身体的特徴を理解し、思いやりをもった健康づくりを進めます。

特に女性は、妊娠・出産など特有の機能により生涯にわたる健康上の問題を抱えていることから主体的に健康管理ができるよう支援します。

また、高齢者や障がいのある方等が、生きがいをもって社会参画ができ、安心して暮らせる環境を整備するよう努め、高齢化社会に対応した男女平等参画の推進を図ります。

- 推進の方向
- 1 生涯にわたる健康づくりの推進
  - 2 高齢者等が安心して暮らすための環境の整備

## 6 計画の体系



## 7 数値目標

この計画を推進するため、次の数値目標を設定します。

基本目標	項目	現状値	目標値(H34)
I 男女平等 参画の意識 改革	生涯学習講座受講者延べ人数	8,248 名	8,300 名
	性教育講演会開催高校数	5 校	11 校
II 配偶者等 からの暴力 の根絶 (D V防止計画)	男女平等参画に関する市民意識調査(中学生)で「デートDV」を「知っている」と答えた人の割合	23.3% (H28 年度調査)	—
	男女平等参画に関する市民意識調査(高校生以上)で「デートDV」を「知っている」と答えた人の割合	54.2% (H28 年度調査)	—
III あらゆる 分野への男 女平等参画 の推進 (女 性活躍推進 計画)	パパママ教室の参加組数	185 組	216 組
	パパカフェの参加組数	27 組	30 組
	一時保育事業実施か所数	5	7
	休日保育事業実施か所数	2	4
	延長保育事業実施か所数	8	12
	地域子育て支援拠点事業実施か所数	4	5
	児童センター利用者数の増	116,616 名	149,000 名
	とまべびータイムの開催児童センターの増	6	7
	子ども発達相談実施件数	455	550
	在籍児童の指導実績	7,245	8,000
	乳児家庭全戸訪問事業実施率	98.8% (H27 年度)	100%
	自主防災組織等への女性の参画	25%自主防災組織連合会 専門委員	30%
	市民防災講座等への女性参画	15%	—
	異文化に触れる講座・事業の参加者延べ人数	643 名	670 名

基本目標	項目	現状値	目標値(H34)
Ⅲあらゆる分野への男女平等参画の推進（女性活躍推進計画）	市や国際交流関係団体等が実施する国際交流事業に参加したことがある市民の割合	—	15%
	国際交流ボランティア登録者数	125 人	175 人
	国際交流サロン利用者数	1,100 人	1,500 人
	市の審議会等の女性委員の割合	26.0% (H29.3 現在)	30%
	市職員の女性管理職の割合	21.7% (H28.4.1 現在)	25%
	市職員の女性係長職の割合	26.2% (H28.4.1 現在)	30%
	市職員の女性受験者数の増加	27.5% (H28 年度)	—
	市男性職員の育児休業取得者の増加	1 人 (H27 年度)	—
Ⅳ健康で生き生きと暮らせる環境の整備	市職員の時間外勤務数の削減（上限 360 時間超え職員の減）	153 人 (H27 年度)	—
	特定健康診査の受診率	33.4% (H27 年度法定数値)	検討中
	がん検診受診率(胃・肺・大腸・子宮頸・乳がん検診の平均)	14.2%	40%
	市民健康教室及び集団教育(出前講座)の参加者数	1,473 人	1,500 人
	「市民の運動・スポーツ活動実態調査」における市民の週 1 回以上運動を行う割合	53.9% (H26 年度)	64%
	乳幼児健診の受診率	94～98%	100%
	定期的な女性スタッフの採用	H28 年度は女性医療技術職 4 名、医療ソーシャルワーカー 1 名を採用	不明
介護支援いきいきポイント事業の新規登録者数	70	70	

基本目標	項目	現状値	目標値(H34)
IV健康で生き生きと暮らせる環境の整備	認知症サポーター養成講座	15,587	21,000
	市庁舎内洋式トイレを暖房・温水便座に変更	56% (39カ所中 22カ所実施済)	100% (残り 17ヶ所実施予定)
	市庁舎内トイレに手すりの設置	4%	50%
	市庁舎内洋式トイレの増設	41.9%	50%
	高齢者対象事業の延べ参加人数	3,097名	3,120名
	リニューアル公園数	136か所 (H28年度調査)	161か所
	高齢者ボランティア主体の事業数	15事業	18事業
	ジョブコーチ養成研修受講助成累計件数	4件	14件
	奨励金交付実績	28年度 3名	—

## 第2章 計画の内容

### 基本目標Ⅰ 男女平等参画の意識改革

#### 推進の方向1 男女平等参画の啓発の推進

苫小牧市男女平等参画推進条例において、「男女平等参画」を、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいうと定義しています。

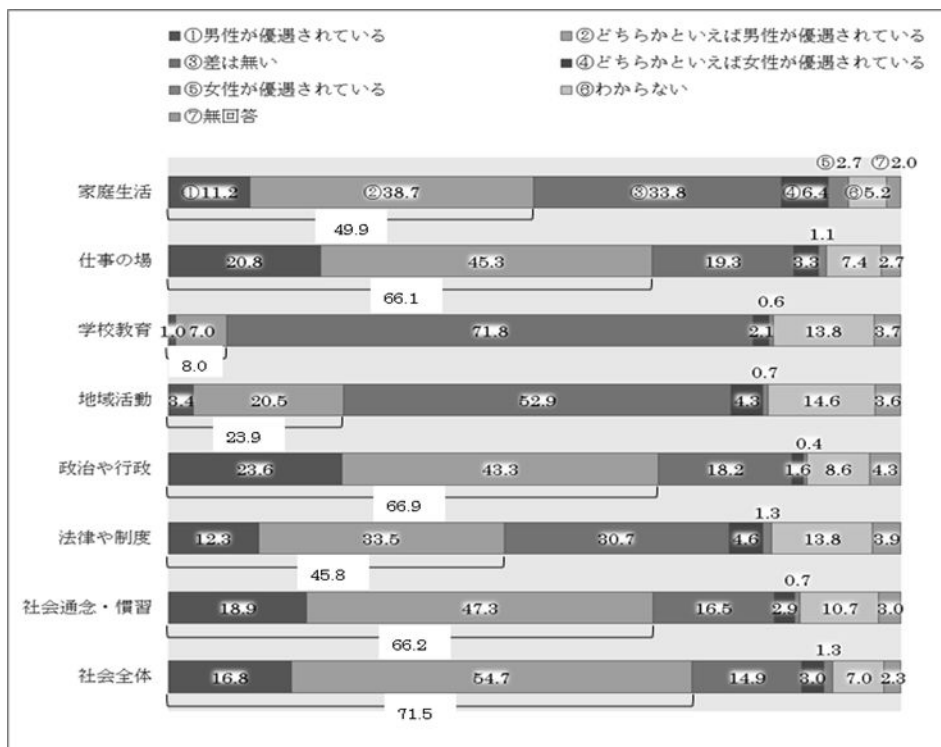
「男女の地位などは平等になっていると思うか」について、平成28年2月から3月に実施した男女平等参画に関する市民意識調査では、学校教育の場及び地域活動の場で男女平等と答えた人が半数を超えたほかは、男女の平等感は低いという結果になっています。(参考図表1)

また、性別による固定的役割分担意識については減少傾向にあるものの、依然として残っています。(参考図表2)

この性別による固定的な役割分担意識はさまざまな分野への男女の参画を阻むおそれがあり、多様な生き方を選択するうえで妨げとなるものです。

性別にとらわれず、それぞれの個性と能力を發揮できることが重要であり、男女平等参画社会の実現の必要性を知り、意識改革がされるよう啓発を行う必要があります。

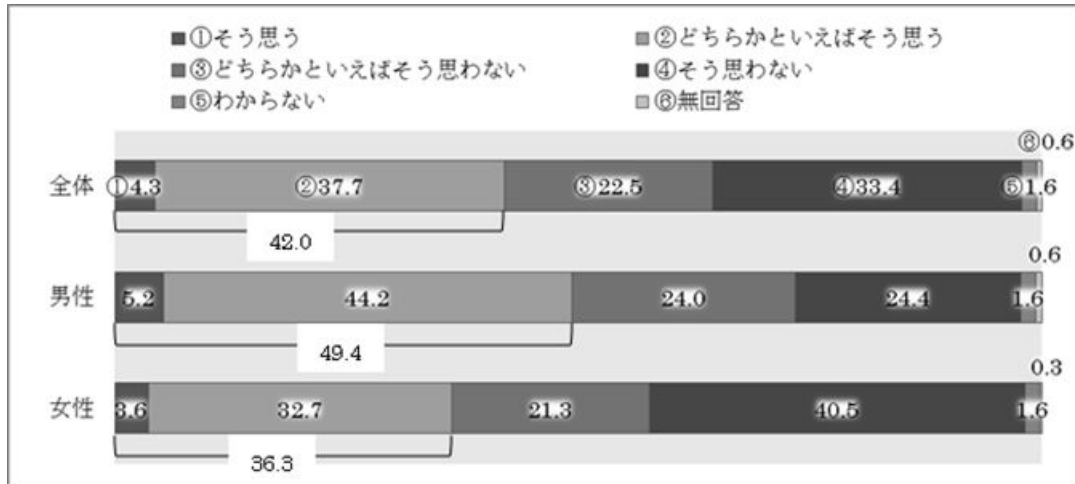
**参考図表1 男女の地位などの平等感**



全体 N=698 【単位 %】

※平成28年2月～3月実施「男女平等参画に関する市民意識調査」(市民生活部男女平等参画課)

**参考図表2 役割分担意識 「男は仕事、女は家庭」の考え方について**



全体 N=698、男性 N=308、女性 N=385【単位 %】

※平成 28 年 2 月～3 月実施「男女平等参画に関する市民意識調査」（市民生活部男女平等参画課）

■ 広報・啓発活動の推進

苫小牧市男女平等参画推進条例

第3条2 男女平等参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対してできる限り影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

第10条 市は、基本理念に関する市民等の理解を深めるため、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、情報の提供、広報、啓発活動その他適切な措置を講じるものとする。

施策の内容	担当部
(1) 広報誌・情報誌等による広報活動の推進 市民や団体、企業等に男女平等参画の理解を深めてもらうために、広報誌や情報誌、またインターネットの活用など、多様な媒体を用いて啓発活動を行います。	市民生活部
(2) 学習会・講演会等による啓発活動の推進 さまざまな課題を取り上げた学習会や講演会等を開催し啓発活動を行います。	市民生活部
(3) 学習団体育成、活動団体の支援 市民が主体となつて行う男女平等参画にかかる学習や推進活動を支援します。	市民生活部 教育部
(4) 男女平等参画都市宣言の普及・啓発 男女平等参画社会の実現に向け男女平等参画都市宣言の普及と啓発に努めます。	市民生活部
(5) 男女平等参画に向けた平和意識の高揚 男女平等参画社会の実現に向け、市民一人ひとりに平和の尊さについて考えてもらうため、平和意識の高揚を図ります。	総合政策部



**主な事業**

- (1) 苫小牧市男女平等参画情報誌「ふりーむ」の発行 (市民生活部男女平等参画課)  
 男女平等参画に関する情報発信 (市民生活部男女平等参画課)  
 苫小牧市男女平等参画都市宣言啓発携帯リーフレット及び名刺台紙の配布 (市民生活部男女平等参画課)  
 男女平等参画の視点からの市の広報等の手引きの作成 (市民生活部男女平等参画課)
- (2) 男女平等参画講演会・講座の開催 (市民生活部男女平等参画課)
- (3) 苫小牧市女性団体等学習活動援助事業 (市民生活部男女平等参画課)  
 苫小牧男女平等参画推進協議会支援 (市民生活部男女平等参画課)  
 苫小牧市男女平等参画に関する研修会等派遣事業 (市民生活部男女平等参画課)  
 苫小牧市婦人団体連絡協議会支援 (教育部生涯学習課)
- (4) 苫小牧市男女平等参画都市宣言に関する情報発信 (市民生活部男女平等参画課)
- (5) 非核平和事業 (総合政策部政策推進課)

**■情報収集・提供の充実**

苫小牧市男女平等参画推進条例  
 第12条 市は、市民等が行う男女平等参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。  
 第14条 市は、男女平等参画に関する施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

施策の内容	担当部
(1)男女平等参画関連の情報収集と提供 男女平等参画推進センターを中心に、男女平等参画に関する法律・制度の図書資料や関連情報の収集と提供に努めます。	市民生活部
(2)各種調査の充実 男女平等参画に関わる各種調査の充実に努めます。	市民生活部 産業経済部

**主な事業**

- (1) 男女平等参画推進センター図書資料室の充実 (市民生活部男女平等参画課)
- (2) 男女平等参画に関する市民意識調査 (市民生活部男女平等参画課)  
 苫小牧市労働基本調査 (産業経済部工業労政課)

■男女平等参画に関わる諸問題の相談体制の充実

苦小牧市男女平等参画推進条例

第18条 市民等は、市が行う男女平等参画に関する施策に対する苦情があるとき、又は男女平等参画の推進を阻害すると認められるものがあるときは、その旨を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出を受ける窓口を設置するとともに、当該申出を受けたときは、関係機関と連携して適切な措置を講じるよう努めるものとする。

施策の内容	担当部
<p>相談・苦情処理</p> <p>男女平等参画に関わる相談や、市が行う男女平等参画に関する施策に対する苦情、男女平等参画を阻害するおそれのある問題に関する申出に対し、関係機関と連携し適切な対処に努めるとともに、申出制度の周知を図ります。</p>	<p>市民生活部</p>

主な事業

女性弁護士による無料法律相談

(市民生活部男女平等参画課)

男女平等参画に関する苦情申出制度

(市民生活部男女平等参画課)

## 推進の方向2 男女平等参画の視点に立った教育の推進

依然として残る固定的性別役割分担意識は長い時間をかけて形成されており、急激な解消は難しいといえます。しかしながら男女平等参画の意識も、人間形成のさまざまな段階を通して徐々に培われるものです。そのため教育の役割が大きく、家庭、職場、学校、地域社会などさまざまな場における男女平等参画の視点に立った教育を着実に進めていくことが重要です。

### ■家庭における男女平等教育の推進

苫小牧市男女平等参画推進条例  
 第3条4 男女平等参画の推進は、家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動においてその役割を共に果たし、かつ、職場、学校、地域その他の家庭以外の社会のあらゆる分野における活動と両立できることを旨として、行われなければならない。  
 第11条 市は、学校教育、社会教育等において、男女平等参画に関する教育及び学習の振興を図るよう必要な措置を講じるものとする。

施策の内容	担当部
(1)家庭教育に関する学習機会の充実 社会の慣習や慣行にとらわれず「個」を認め合う家庭教育が行われ、健全な家庭を築くよう母親父親に対する学習機会と情報提供の充実に努めます。	健康こども部
(2)家庭責任を担う意識の醸成と学習機会の充実 家事・育児・介護などの家庭責任を男女が共に担う意識の醸成を図り、特に男性の生活・自活能力を高める学習機会の充実に努めます。	市民生活部

### 主な事業

- |                             |                |
|-----------------------------|----------------|
| (1) 家庭生活に関する講座等の開催          | (市民生活部男女平等参画課) |
| 家庭教育相談の実施                   | (健康こども部青少年課)   |
| 「道民家庭の日」の啓発                 | (健康こども部青少年課)   |
| 就学前保護者への家庭教育学習会の実施          | (健康こども部青少年課)   |
| (2) 男性を対象にした料理講座「男のキッチン」の開催 | (市民生活部男女平等参画課) |
| 夏休み親子料理教室等の開催               | (市民生活部男女平等参画課) |

■学校における男女平等教育の推進

苦小牧市男女平等参画推進条例  
 第3条 男女平等参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んじられること、性別による差別的取扱い又は性別に起因すると認められる暴力的行為を受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。  
 第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為をしてはならない。  
 (3)セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により当該言動を受けた個人に不快感を与え、その者の生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。)  
 第11条 市は、学校教育、社会教育等において、男女平等参画に関する教育及び学習の振興を図るよう必要な措置を講じるものとする。

施策の内容	担当部
(1)人権尊重や男女平等教育の推進 人権の尊重や男女平等、相互理解・協力についての指導の充実を図ります。 また、多様な選択が可能となるよう性別にとらわれず個々の能力や個性の伸長を図る教育を推進します。	市民生活部 教育部
(2)家庭科教育の推進 男女が共に家庭責任を担うため家庭科教育の充実を図ります。	教育部
(3)いじめやセクシュアル・ハラスメントの根絶 学校内でのいじめやセクシュアル・ハラスメントの根絶に向けて家庭や地域、関係機関との連携を強めます。	教育部
(4)教材等への配慮 道徳や特別活動の時間などにおいて、教材や題材に配慮し男女平等の考え方に立った指導を行います。	教育部
(5)学校関係者の意識の高揚 学校教育に携わる教職員や関係者が、男女平等参画の視点に立った教育を進められるよう意識の高揚を図ります。	教育部

**主な事業**

- |                                 |                |
|---------------------------------|----------------|
| (1) 小学校向けの男女平等参画に関するリーフレット等の作成  | (市民生活部男女平等参画課) |
| 「道徳」や「特別活動」における男女平等・相互理解教育の推進   | (教育部指導室)       |
| (2) 小・中学校における家庭科教育の充実           | (教育部指導室)       |
| (3) 苦小牧市いじめ問題子どもサミットの開催         | (教育部指導室)       |
| (4) 教材や題材に配慮した「道徳の時間」や「特別活動」の指導 | (教育部指導室)       |
| (5) 職員研修の実施                     | (教育部指導室)       |

■社会における男女平等教育の推進

苫小牧市男女平等参画推進条例  
 第11条 市は、学校教育、社会教育等において、男女平等参画に関する教育及び学習の振興を図るよう必要な措置を講じるものとする。

施策の内容	担当部
(1)学習機会の充実と多様なプログラムの提供 生涯各期の市民の学習ニーズに対応する学習機会の充実と、多様なプログラムの提供に努めます。	市民生活部
(2)女性団体等の育成と社会参画につながる学習機会の充実 女性団体等が行う学習活動を支援します。また、生涯学習を通して身につけた知識や技術を社会に還元できる学習機会の充実に努めます。	市民生活部

**主な事業**

- (1) 生涯学習施設における男女平等参画推進に関する講座の開催  
(市民生活部市民生活課、男女平等参画課)  
 出前講座の実施 (関係部署)
- (2) 女性のための起業セミナー、女性のためのエンパワーメント講座等の開催  
(市民生活部男女平等参画課)  
 サークル活動支援、サークル育成 (市民生活部男女平等参画課)  
 女性団体に対する活動支援 (市民生活部男女平等参画課)

### 推進の方向3 性の尊重など男女の人権についての認識の浸透

性の尊重については、性に関し正しい知識を身につけ、理解することが重要です。

情報の中には、固定的性別役割分担意識をイメージするものや人権を阻害するもの、青少年の健全育成に影響を及ぼすものなどがあります。

情報の発信には社会的な影響に配慮することが求められます。

※ドメスティック・バイオレンスや※セクシュアル・ハラスメントなどの問題は、被害者の多くが女性であり、女性の人権侵害としてとらえられています。これらの女性に対する暴力は、固定的な性別役割分担意識や経済的な格差、上下関係など社会状況を反映した構造的問題が要因といえます。

ドメスティック・バイオレンスは、家庭内で起きる問題であるため潜在化しており、まだ多く被害を受けている女性がいますと考えられます。被害者の支援が急務となっています。

さらに、男性の被害者も増えています。あらゆる暴力の根絶に向けた啓発を推進し、人権尊重の認識が図られるよう努めます。

#### ※ ドメスティック・バイオレンス (DV)

苫小牧市男女平等参画推進条例では、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第1項に規定する配偶者からの暴力をいうと定義し、配偶者には事実婚や元配偶者も含まれ、暴力は身体的暴力のみならず、精神的・性的暴力も含まれます。

#### ※ セクシュアル・ハラスメント

苫小牧市男女平等参画推進条例では、性的な言動により当該言動を受けた個人に不快感を与え、その者の生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいうと定義しています。

相手の意に反した、性的な言動や身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさを広めること、わいせつな写真を掲示などが含まれます。特に雇用の場では、その行為の対応で仕事上の不利益を与えたり就業環境を悪化させることとなります。

### ■性の尊重についての意識の啓発

苫小牧市男女平等参画推進条例  
第3条 男女平等参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んじられること、性別による差別的取扱い又は性別に起因すると認められる暴力的行為を受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。  
第3条5 男女平等参画の推進は、男女が互いの性に関する理解を深め、性に関する個人の意思が尊重されるとともに、女性の性と生殖に関する健康が生涯にわたり配慮されることを旨として、行われなければならない。

施策の内容	担当部
(1)学校における性教育の充実 人間尊重と男女平等の精神に基づき、子どもが成長段階に応じ性に関する知識を身につけ、適切な意思決定や行動選択ができるよう指導の充実に努めます。	教育部

<p>(2)性の尊重や母性保護への理解 性の尊重や母性保護に対する理解を深めるための学習機会の充実や広報・啓発に努めます。</p>	<p>市民生活部 健康こども部</p>
<p>(3)青少年への有害環境の浄化 有害環境排除モニターを中心に、性や暴力等に関する過激な情報に関し、危険箇所の点検を実施し排除に努めます。また、児童・生徒を性犯罪等から守るための運動の推進に努めます。</p>	<p>健康こども部</p>
<p>(4)リプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識の浸透 女性の人権の視点から※リプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識の浸透を図ります。</p>	<p>市民生活部 健康こども部</p>

※ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

性と生殖に関する健康と権利と訳しています。

妊娠・出産・中絶などに関わる女性の健康を重視し、出産の決定や安心な妊娠・出産など、生涯にわたって女性が自分の健康を主体的に守る権利をいいます。

**主な事業**

- |  |  |
|--|--|
| (1) 学校における性教育の実施   | (教育部指導室)   |
| <p>(2) 健康講座の実施、母性保護に関する啓発<br/>ジェンダー、※LGBTに関する講座、講演会等の開催<br/>高校生向け性教育講演会<br/>妊娠葛藤相談対応</p>   | <p>(市民生活部男女平等参画課)<br/>(市民生活部男女平等参画課)<br/>(健康こども部健康支援課)<br/>(健康こども部健康支援課)</p>   |
| <p>(3) 「指導センターだより」の発行<br/>市内青少年への喫煙・飲酒・薬物乱用防止啓発活動<br/>「子どもを守り心を育てる運動」の取組<br/>非行の未然防止・早期発見・早期支援のための巡回指導<br/>関係団体との協力<br/>「子ども SOS の家」、「子ども SOS カー運動」の普及促進</p> | <p>(健康こども部こども支援課)<br/>(健康こども部こども支援課)<br/>(健康こども部こども支援課)<br/>(健康こども部こども支援課)<br/>(健康こども部こども支援課)<br/>(健康こども部こども支援課)</p> |
| <p>(4) 健康講座の実施、啓発<br/>研修会への参加による保健師のスキル向上</p>  | <p>(市民生活部男女平等参画課)<br/>(健康こども部健康支援課)</p>  |

※LGBT

レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字をとって組み合わせたものです。性的少数者と言われることもあります。

■男女平等参画の視点に立った表現の啓発

苫小牧市男女平等参画推進条例  
 第7条2 何人も、情報を公衆に表示するに当たっては、前項各号に掲げる差別的  
 取扱い又は暴力的行為を助長し、又は連想させる表現その他の男女平等参画の推進  
 を阻害する表現を行わないよう努めなければならない。

施策の内容	担当部
(1)市の広報・出版物等における適切な表現の配慮 市が発行する広報誌や出版物等において、情報を得る対象は男女であることを念頭におき、固定観念にとらわれない表現をするよう努めます。	総合政策部 市民生活部 関係部
(2) あらゆる暴力の根絶 セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、売買春など、人権を侵す行為の根絶に向けて、関係機関と連携し予防のための啓発に努めます。	市民生活部 健康こども部

**主な事業**

- |   |  |
|---|--|
| (1) 広報とまこまいなどでのわかりやすい情報発信<br>男女平等参画の視点からの市の広報等の手引きの作成<br>「男女平等参画の視点からの公的広報の手引き」(北海道発行)の活用 | (総合政策部秘書広報課)<br>(市民生活部男女平等参画課)<br>(関係部署)                             |
| (2) 民間団体と連携した人権講演会の開催<br>ハラスメント防止に関する講座の開催<br>DV防止啓発事業の実施<br>関係機関からの資料情報収集、提供             | (市民生活部男女平等参画課)<br>(市民生活部男女平等参画課)<br>(市民生活部男女平等参画課)<br>(健康こども部こども支援課) |



## 基本目標Ⅱ 配偶者等からの暴力の根絶(DV防止計画)

### 推進の方向1 配偶者等からの暴力防止に向けた啓発の推進

配偶者や配偶者以外のパートナーからの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

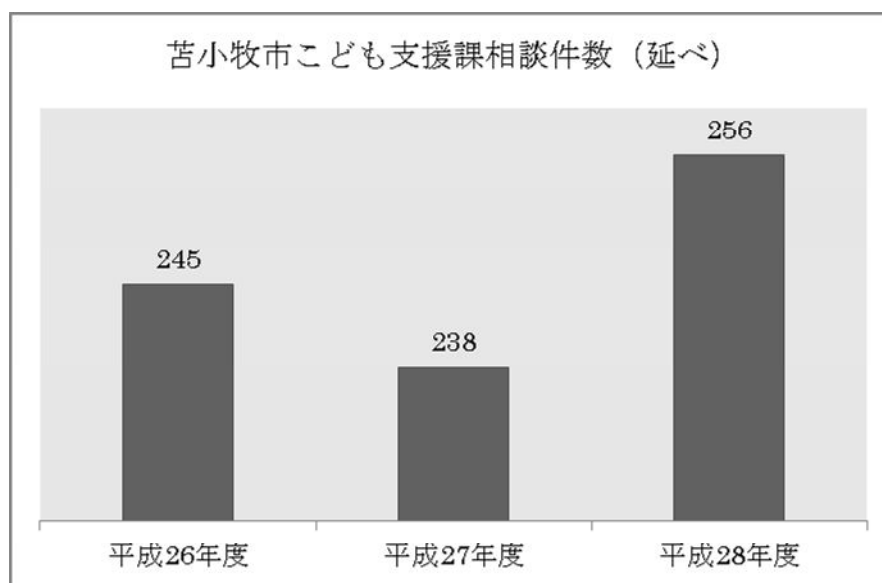
暴力とは、身体への暴力だけではなく、精神的な暴力や性的な暴力等身体的な暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を含むものです。

苫小牧市のDV相談件数は依然として多い状態です。(参考図表3)

配偶者等からの暴力を根絶するためには、市民一人ひとりが配偶者や配偶者以外のパートナー間の暴力が重大な人権侵害であることへの認識を深め、これを容認しない社会の実現に向け取り組む必要があります。

男女平等参画社会の実現を図るため、配偶者等からの暴力防止に向けた広報・啓発活動の推進を図ります。

**参考図表3** DV相談件数



※健康こども部こども支援課資料から

■ 広報・啓発活動の推進

苫小牧市男女平等参画推進条例  
 第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為をしてはならない。  
 (1) 性別による差別的取扱い  
 (2) ドメスティック・バイオレンス(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第1項に規定する配偶者からの暴力をいう。)  
 (3) セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により当該言動を受けた個人に不快感を与え、その者の生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。)  
 (4) 前2号に掲げるもののほか、性別に起因すると認められる暴力的行為

施策の内容	担当部
(1) 配偶者からの暴力防止に向けた啓発 配偶者やパートナー、親密な関係にある男女間の暴力など、男女平等参画を阻害する暴力は許さないという意識が、社会全体で共有されるよう啓発に努めます。	市民生活部 健康こども部
(2) 若年層に対する予防啓発 交際相手からの暴力に関する若者への理解を促進するよう啓発に努めます。	市民生活部

**主な事業**

- |                                 |                |
|---------------------------------|----------------|
| (1) 民間団体と連携した人権講演会の開催           | (市民生活部男女平等参画課) |
| ハラスメント防止に関する講座の開催               | (市民生活部男女平等参画課) |
| DV 防止啓発事業の実施                    | (市民生活部男女平等参画課) |
| 出前講座の実施                         | (健康こども部こども支援課) |
| (2) デート DV 防止啓発のための中高校への出前授業の実施 | (市民生活部男女平等参画課) |

## 推進の方向2 DV 被害者への支援体制の充実

配偶者からの暴力は、外部からの発見が困難である家庭内において行われるため、被害が潜在化しやすく、また、その被害者の多くは女性であり、経済的自立が困難であるなどの事情にある女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等参画社会の実現の妨げになるものです。

男女平等参画社会の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図ることが必要であり、市民一人ひとりが、配偶者からの暴力は身近にある重大な人権侵害であることをよく理解し、配偶者からの暴力を容認しない社会の実現に向け、取り組んでいくことが必要です。

### ■相談体制の充実

施策の内容	担当部
(1) 専門相談員による相談体制の充実 相談窓口の周知に努め、相談者に対して専門の相談員が助言・指導を行うなど相談体制の充実を図ります。	健康こども部
(2) 相談における2次被害の防止の徹底 市の関係部署において窓口担当者等が被害者に対応するときは、被害者に2次被害が生じないよう配慮に努めます。	市民生活部 健康こども部

### 主な事業

- |                             |                |
|-----------------------------|----------------|
| (1) 女性相談員の配置                | (健康こども部こども支援課) |
| (2) 住民基本台帳事務におけるDV等の支援措置    | (市民生活部住民課)     |
| ワンストップサービスの実施、DV関係機関連絡会議の実施 | (健康こども部こども支援課) |
| 「DV対応ハンドブック」の活用             | (関係部署)         |

■支援体制の充実

施策の内容	担当部
(1)民間シェルター支援 ドメスティック・バイオレンス等の被害女性の保護や自立支援を行う民間シェルターを運営する団体に対し、財政支援を行い、連携しながら被害者支援の充実を図ります。	市民生活部
(2)被害者自立の支援 被害者の状況に応じて、自立を支援するための制度の情報提供や周知に努めます。	福祉部 健康こども部
(3)関係機関と連携した被害者支援 警察、民間シェルターなど関係機関と連携し、被害者の保護支援に努めます。	市民生活部 健康こども部

主な事業

- |                                     |                                  |
|-------------------------------------|----------------------------------|
| (1) 民間シェルター運営費補助                    | (市民生活部男女平等参画課)                   |
| (2) 生活困窮者自立相談支援事業<br>DV 関係機関連絡会議の実施 | (福祉部総合福祉課)<br>(健康こども部こども支援課)     |
| (3) 関係機関との連携<br>DV 関係機関連絡会議の実施      | (市民生活部男女平等参画課)<br>(健康こども部こども支援課) |

### 基本目標Ⅲ あらゆる分野への男女平等参画の推進(女性活躍推進計画)

#### 推進の方向1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

男女平等参画社会は、社会を構成する誰もが性別に関わりなく個性と能力を発揮し、あらゆる分野に参画する社会です。これまで男性中心となっていた場についても、さまざまな分野において政策や方針決定に女性が参画し、意見や考え方を反映させることが重要です。

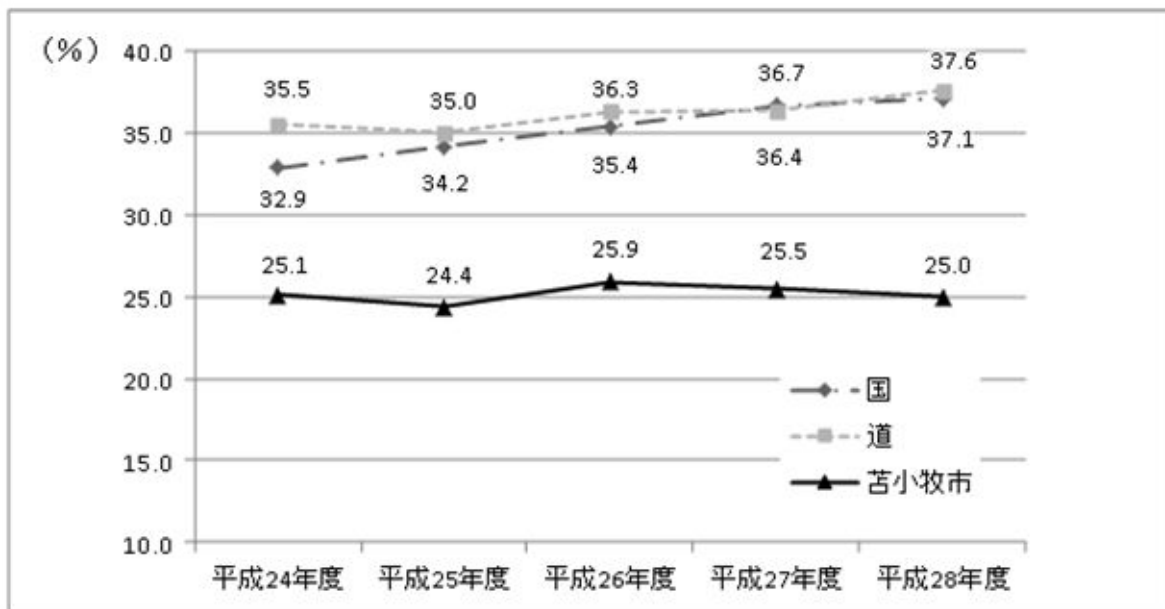
市の審議会等の女性委員の比率は、平成28年4月現在で25%となっており、前計画「苫小牧市男女平等参画基本計画(第2次)」において目標とした35%には至っていない現状にあります。(参考図表4)

また、「男女の地位などは平等になっていると思うか」について、男女平等参画に関する市民意識調査では、仕事の間及び政治や行政の場で男女の平等感が低い結果となっており、平成26年10月に実施した男女平等参画に関する企業実態調査からは、役職別の男女割合で女性の割合が低いことがわかります。(参考図表5)

市民一人ひとりの生活に密接に関わるまちづくりに性別に関わりなく参画するために、積極的に女性の登用を図る必要があります。

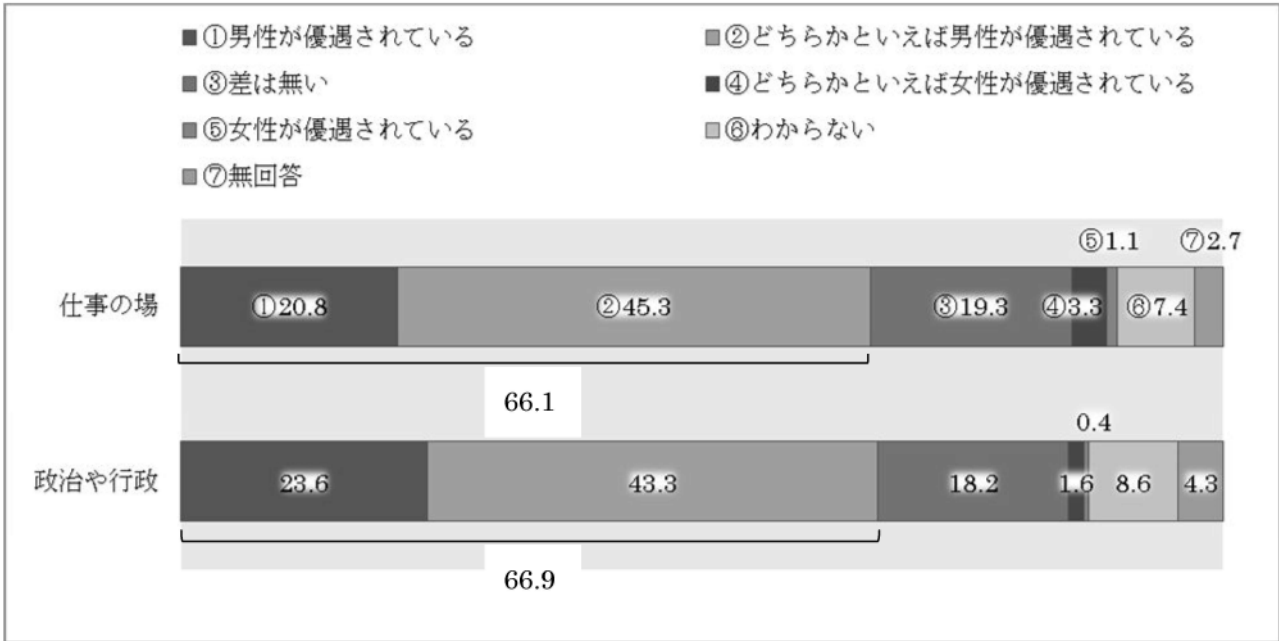
また、女性がさまざまな分野で、責任ある地位に就くことや、重要な役割を担うことを促進し、そのための人材育成が必要です。

**参考図表4** 審議会等における女性委員の参画状況



※資料出所 国 内閣府各年9月現在  
道 環境生活部各年4月現在  
市 総務部行政監理室各年4月現在

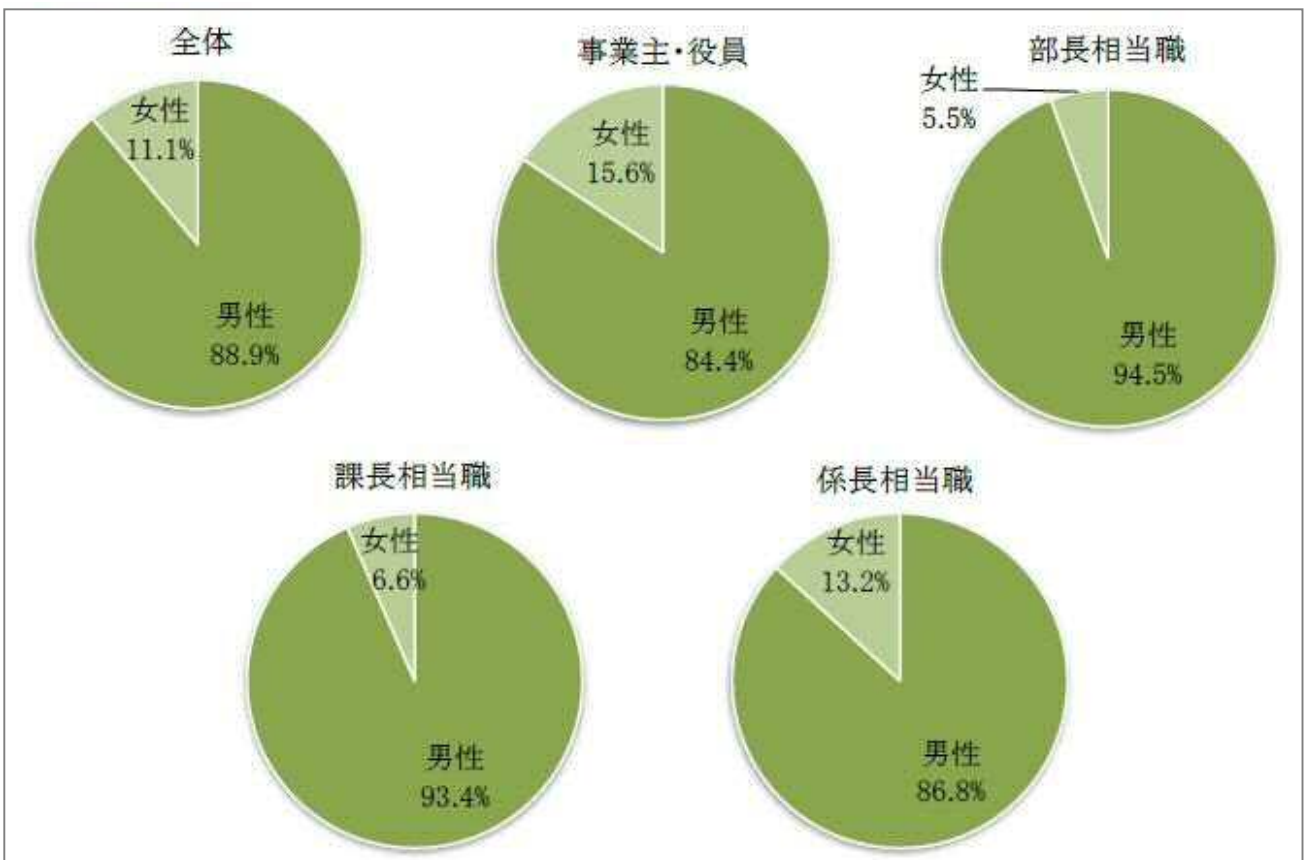
参考図表5 男女の地位などの平等感



全体 N=698 【単位 %】

※平成 28 年 2 月～3 月実施「男女平等参画に関する市民意識調査」(市民生活部男女平等参画課)

苫小牧市の企業における役職別の男女割合



全体 N=3,998 【単位 %】

※平成 26 年 10 月実施「男女平等参画に関する企業実態調査」(市民生活部男女平等参画課)

■ 審議会等への女性の参画の促進

苫小牧市男女平等参画推進条例  
 第3条3 男女平等参画の推進は、男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されることを旨として、行わなければならない。  
 第13条 市は、積極的改善措置を講じることにより、審議会等における委員の男女の数の均衡を図るよう努めなければならない。

施策の内容	担当部
(1) 審議会等への女性の参画促進 市が設置する審議会・委員会等の女性委員の割合については、段階的に目標を立て達成していきます。	総務部
(2) 公募制の促進、重複登用の制限 女性委員の登用を図る方法として、委員の選出には原則として公募制を取り入れます。また、さまざまな審議会の性質を考慮し、同一人の重複登用を制限し、適切な人材登用を図ります。	総務部

**主な事業**

- (1) 苫小牧市附属機関等の委員の選任に関する要綱に目標値記載 (総務部行政監理室)
- (2) 苫小牧市附属機関等の委員の選任に関する要綱に公募制導入や重複制限を記載 (総務部行政監理室)
- (1)(2) 各種審議会・委員会等の運営事業 (関係部署)

■市女性職員の登用促進及び職域拡大

苫小牧市男女平等参画推進条例  
 第3条3 男女平等参画の推進は、男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

施策の内容	担当部
市女性職員の登用促進及び職域拡大 市女性職員の採用、職域拡大、管理職への登用促進を図り、行政における女性の参画を促進します。	総務部

主な事業

～Change Work Style～ワークもライフもイキイキプラン(特定事業主行動計画)

「女性職員の活躍推進に関する事項」の推進

(総務部行政監理室)

■企業や団体等における女性の参画の促進

苫小牧市男女平等参画推進条例  
 第3条3 男女平等参画の推進は、男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。  
 第14条 市は、男女平等参画に関する施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

施策の内容	担当部
(1)企業や団体等における女性の参画促進 企業や団体等において、方針決定過程への女性の参画が促進されるようさまざまな機会をとらえ、関係機関と連携を図り情報の提供等を行い啓発に努めます。	市民生活部
(2)女性の参画状況の把握 企業や団体等における女性の参画状況の把握に努めます。	産業経済部

主な事業

(1) 他機関からの情報収集、提供

(市民生活部男女平等参画課)

(2) 男女平等参画に関する企業実態調査の実施

(市民生活部男女平等参画課)

労働基本調査の実施

(産業経済部工業労政課)



■女性の人材育成

苫小牧市男女平等参画推進条例  
 第3条3 男女平等参画の推進は、男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

施策の内容	担当部
(1)人材育成の取り組み さまざまな分野で女性が参画するために、※エンパワーメントの学習会の開催などの取り組みを行います。	市民生活部
(2)人材情報の収集 市の審議会等への女性の登用を促進するため、地域や団体等で活躍する女性の人材の情報収集に努めます。	市民生活部

※エンパワーメント 「力をつけること」をいい、女性が自ら意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的に自己決定力を身につけて力を持った存在となることを意味します。

**主な事業**

- |                                       |                |
|---------------------------------------|----------------|
| (1) 女性のための起業セミナー、女性のためのエンパワーメント講座等の開催 | (市民生活部男女平等参画課) |
| キャリアカウンセリングの実施                        | (市民生活部男女平等参画課) |
| 利用者による活動発表、情報発信の機会の提供                 | (市民生活部男女平等参画課) |
| 苫小牧市男女平等参画に関する研修会等派遣事業                | (市民生活部男女平等参画課) |
| (2) 女性人材バンクの設置、登録者の育成                 | (市民生活部男女平等参画課) |

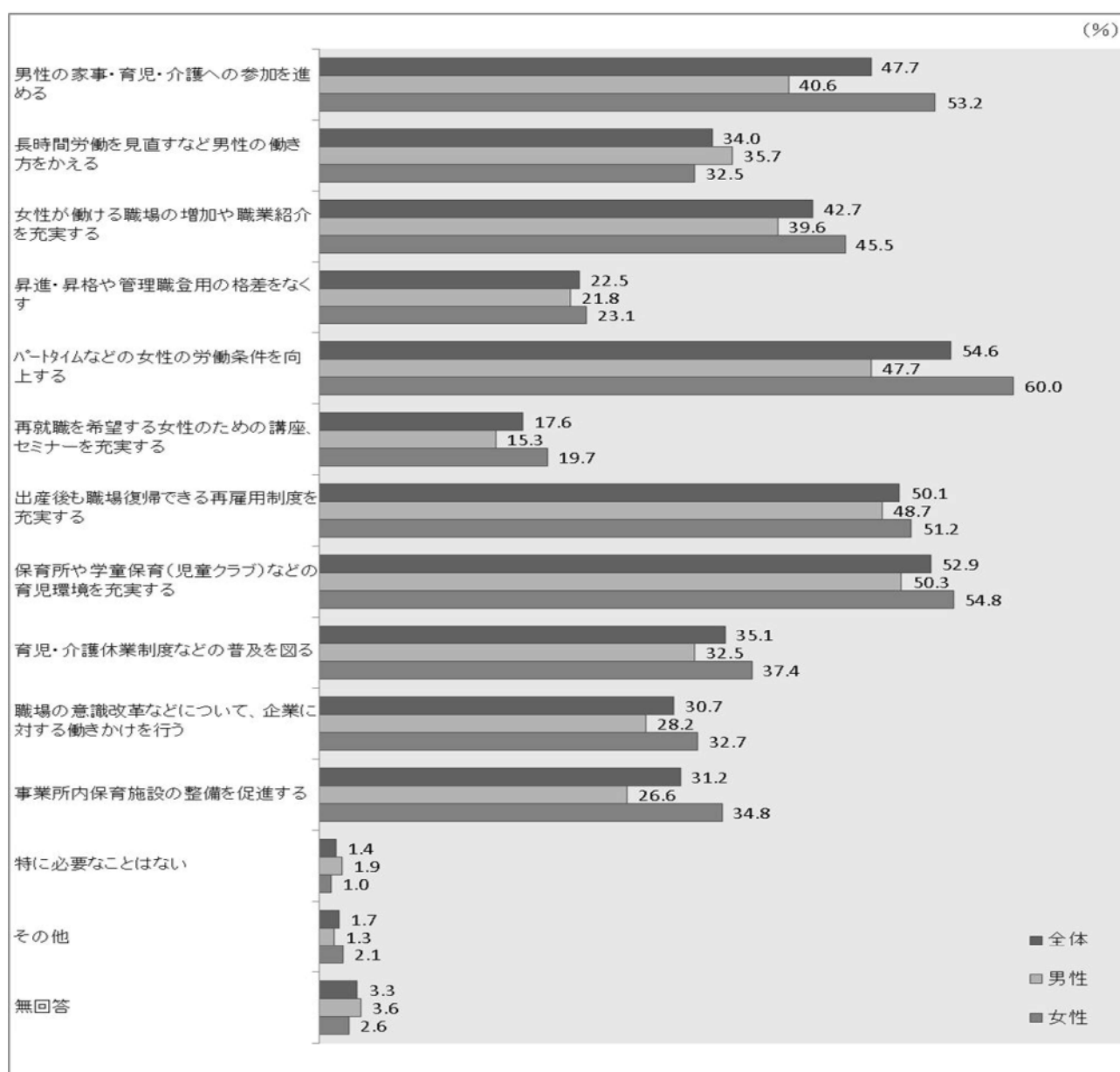
## 推進の方向2 男女の家庭生活と他の活動との両立支援

家事や子育て、介護など家庭生活における責任は、性別に関わりなく、お互いを尊重し協力して担うべきものです。しかし、就労している女性を含めその責任の多くを女性が担っている現状にあります。男性も、職場優先の社会風土が依然として残っており、仕事と家庭生活の両立ができる労働環境にはなっていない現状にあります。

男女平等参画に関する意識調査でも、「女性が働きやすい環境をつくるためには、どのようなことが必要だと思うか」の質問に、「労働条件の向上」、「育児環境の充実」、「職場復帰できる再雇用制度の充実」、「男性の家事への参加」が多い結果となっています。(参考図表6)

女性にとっても男性にとっても多様なライフスタイルを選択し、家庭や仕事、地域社会などあらゆる活動が両立できる環境整備が必要です。

**参考図表6** 女性が働きやすい環境をつくるためには、どのようなことが必要だと思うか(複数回答)



全体 N=698 【単位 %】

※平成28年2月～3月実施「男女平等参画に関する市民意識調査」(市民生活部男女平等参画課)

■家庭生活における男女平等参画の促進と他の活動との両立支援

苫小牧市男女平等参画推進条例

第3条4 男女平等参画の推進は、家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動においてその役割を共に果たし、かつ、職場、学校、地域その他の家庭以外の社会のあらゆる分野における活動と両立できることを旨として、行われなければならない。

施策の内容	担当部
(1)家庭生活における男女平等参画の促進と他の活動との両立支援 家事・育児・介護等家庭生活における男女の固定的な役割分担意識の是正のための啓発を行うとともに男女が家庭生活と他の活動を両立させるための制度等の周知に努めます。	市民生活部
(2)出産・育児に関する学習機会の充実 これから親になる男女に対し、妊娠から育児まで共に学ぶ機会の充実を図ります。	健康こども部
(3)男性の職場中心の意識やライフスタイルの見直し 男性が仕事と家庭生活の調和をとりながら暮らせるよう働き方や意識の見直しを進める啓発に努めます。	総務部 産業経済部

主な事業

- (1) 家庭生活に関する講座等の開催 (市民生活部男女平等参画課)  
 男女平等参画推進センター図書資料室の充実 (市民生活部男女平等参画課)  
 苫小牧市男女平等参画情報誌「ふりーむ」での情報提供 (市民生活部男女平等参画課)  
 男性の家事・育児参画への意識改革・啓発講座 (市民生活部男女平等参画課)
- (2) パパママ教室、パパカフェの実施 (健康こども部健康支援課)
- (3) ～Change Work Style～ワークもライフもイキイキプラン(特定事業主行動計画)  
 「職員の勤務環境に関する事項」の推進 (総務部行政監理室)  
 離職防止等処遇改善事業 (産業経済部工業労政課)

■多様なライフスタイルに対応した子育て、介護支援

苫小牧市男女平等参画推進条例  
 第3条4 男女平等参画の推進は、家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動においてその役割を共に果たし、かつ、職場、学校、地域その他の家庭以外の社会のあらゆる分野における活動と両立できることを旨として、行われなければならない。

施策の内容	担当部
(1)多様な保育サービスの提供 一時保育や休日保育・延長保育をはじめさまざまな形態で働く男女に配慮した多様な保育サービスの提供に努めます。	健康こども部
(2)子育て支援センター・児童館の設置と利用促進 子育て支援センターや児童館を増設し、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感を緩和するなど子どもの健やかな育ちを促進します。	健康こども部
(3)子どもの発達・育児などの相談の充実 子どもの発達や育児についての理解を深めるために、子育て教室や相談体制の充実を図ります。また、子育て中の親子が集まり、気軽に仲間づくりができる場の充実に努めます。	健康こども部
(4)ひとり親家庭の支援 ひとり親家庭からの生活・養育相談に対応するため、専門相談員による助言・指導を行うなど相談体制の充実を図ります。	健康こども部
(5)障がいのある子どもに関する相談・指導體制の充実 障がいのある子どもやその家族に対して、相談や指導の支援体制の充実を図ります。	福祉部
(6)児童虐待に関する支援 児童虐待や養育困難などの相談に対応するため専門相談員による助言・指導を行うなど相談体制の充実を図るとともに、関係機関と連携をとりながら要保護児童とその家族の支援に努めます。また、児童虐待の予防策として、育児不安や親の孤立化を防ぐための支援の充実を図ります。	健康こども部
(7)介護に対する相談支援体制の充実 介護に対する不安や悩みに対して、相談支援体制の充実を図ります。	福祉部

**主な事業**

- |                              |                |
|------------------------------|----------------|
| (1) 一時保育、休日保育事業、延長保育事業       | (健康こども部こども育成課) |
| ファミリーサポートセンター事業              | (健康こども部こども支援課) |
| (2) 地域子育て支援拠点事業              | (健康こども部こども育成課) |
| 沼ノ端鉄北地区複合施設整備事業              | (健康こども部青少年課)   |
| (3) とまベビータイムの開催              | (健康こども部青少年課)   |
| 赤ちゃん教室の実施 (2 か月・7 か月・12 か月児) | (健康こども部健康支援課)  |

- |                        |                |
|------------------------|----------------|
| (4) 母子父子自立支援員の配置       | (健康こども部こども支援課) |
| 母子家庭等自立支援給付金支給事業       | (健康こども部こども支援課) |
| 母子家庭等児童入学援助金           | (健康こども部こども支援課) |
| 児童扶養手当                 | (健康こども部こども支援課) |
| ひとり親家庭等日常生活支援事業        | (健康こども部こども支援課) |
| ひとり親家庭学習支援事業           | (健康こども部こども支援課) |
| (5) 乳幼児への発達相談・通所指導     | (福祉部発達支援課)     |
| (6) 苫小牧市要保護児童対策地域協議会運営 | (健康こども部こども支援課) |
| 児童相談員、専門職の配置           | (健康こども部こども支援課) |
| 乳児家庭全戸訪問事業             | (健康こども部健康支援課)  |
| (7) 包括支援センター運營業務       | (福祉部介護福祉課)     |

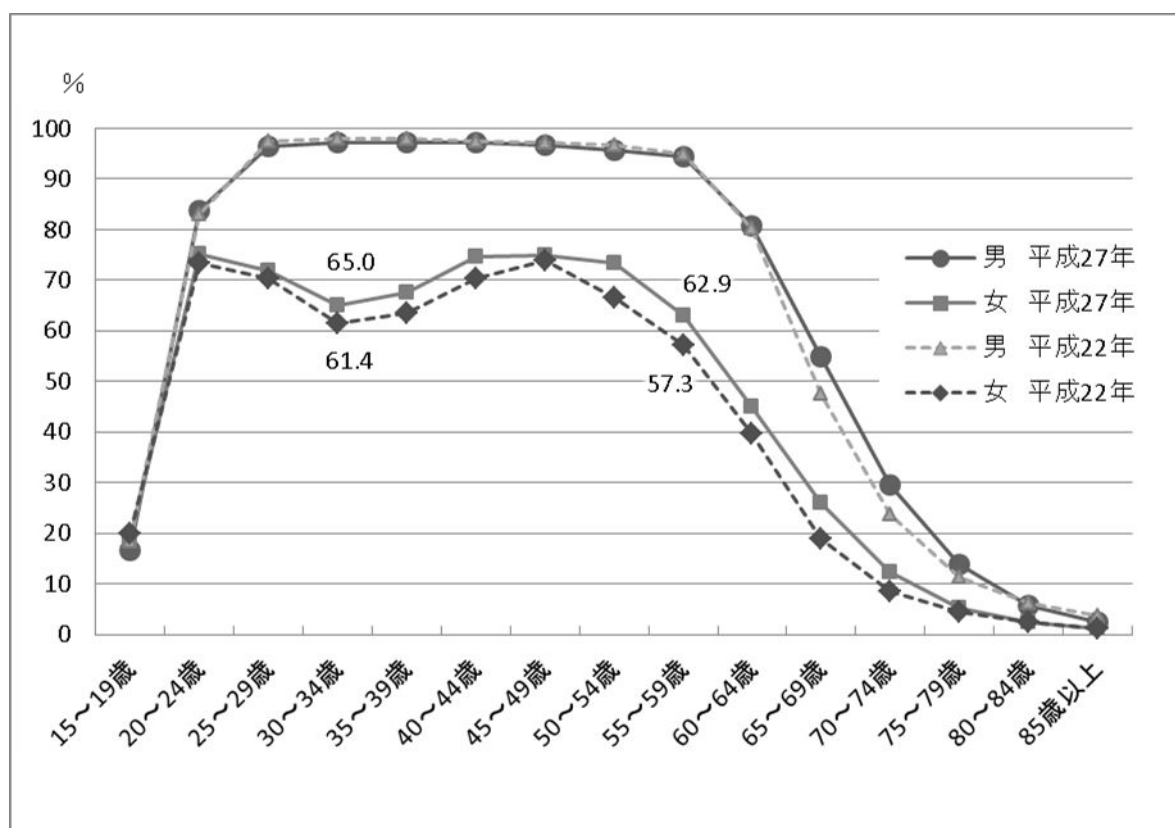
### 推進の方向3 就労等における男女平等の確保

男女雇用機会均等法や育児・介護休業法の改正など、働く環境に関し制度面では整備がされてきました。女性の就労については、M字カーブといわれ子育てが一段落した後、再就職する傾向がありますが、家事や育児等の負担が大きい年代の30代で60%を超える就労率になっており、各年代でも就労率は徐々に上がっています。(参考図表7)

しかしながら、女性の場合、出産後も職場復帰できる体制が整っていない場合もあり、また、非正規の雇用形態が多く、就職状況や賃金格差など依然として厳しい状況にあります。

また、職場環境においてセクシュアル・ハラスメントは、対象が男女であるものの、被害の多くは女性です。すべての労働者が均等な機会が与えられ働き続けることができるよう就労環境の整備が必要です。

**参考図表7 苫小牧市の年齢階級別労働力率**



※国勢調査から

■男女平等な雇用環境の整備

苫小牧市男女平等参画推進条例  
 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において男女平等参画の推進に積極的に取り組むとともに、その事業に従事する男女が職場における活動と家庭生活における活動等とを両立できるよう職場環境の整備に努めなければならない。  
 2 事業者は、市が実施する男女平等参画に関する施策に協力するよう努めなければならない。  
 第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為をしてはならない。  
 (3)セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により当該言動を受けた個人に不快感を与え、その者の生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。)

施策の内容	担当部
(1)男女雇用機会均等法の周知 募集・採用・配置・昇進など雇用管理での女性への差別を禁止した男女雇用機会均等法の周知に努めます。	産業経済部
(2)女性労働者の能力発揮促進 企業において、女性を積極的に活用し能力発揮の取り組みがなされるよう、関係機関と連携し啓発に努めます。	産業経済部
(3)セクシュアル・ハラスメント等防止の啓発と相談窓口の周知 労働環境を悪化させるセクシュアル・ハラスメント、マタニティハラスメント等の防止の啓発と相談窓口の周知に努めます。	産業経済部
(4)男女雇用機会均等法に基づく紛争解決援助制度の周知 職場における男女差別など男女雇用機会均等法に基づく労働者と事業主の間の紛争解決のための援助など制度の周知に努めます。	産業経済部
(5)育児・介護休業法や働く女性の健康管理制度の周知 育児・介護休業法や働く女性の母性保護や母性健康管理制度の周知に努めます。	産業経済部
(6) 公共調達を通じた雇用分野における男女平等参画の推進 競争入札参加審査における評価項目の中で男女平等参画やワーク・ライフ・バランスを設定し、公共調達を通じて雇用分野における男女平等参画を推進します。	財政部

主な事業

- |                                 |              |
|---------------------------------|--------------|
| (1)～(3) 離職防止等処遇改善事業             | (産業経済部工業労政課) |
| (2) 女性復職支援事業                    | (産業経済部工業労政課) |
| (4)～(5) 広報、ホームページなどによる法制度の周知    | (産業経済部工業労政課) |
| (6) 競争入札参加資格審査における男女平等参画等の取組の評価 | (財政部契約課)     |
|                                 | (関係部署)       |

■女性の就業機会の拡大

苫小牧市男女平等参画推進条例  
 第3条4 男女平等参画の推進は、家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動においてその役割を共に果たし、かつ、職場、学校、地域その他の家庭以外の社会のあらゆる分野における活動と両立できることを旨として、行われなければならない。

施策の内容	担当部
(1)女性の再就職支援 結婚・育児・介護などを理由として退職した女性の再就職支援のため、関係機関と連携し相談や学習機会の充実に努めます。	市民生活部 産業経済部
(2)再就職や就業形態に関する情報収集・提供 再就職や起業を目指す女性のための情報や在宅勤務・SOHOなどの新しい就業形態の情報の収集と提供に努めます。	市民生活部 産業経済部

※SOHO スモールオフィス・ホームオフィスの略。パソコンなどの情報通信機器を利用して、小さな事務所や自宅などで事業を行うことをいいます。

**主な事業**

- (1) スキルアップセンターとの連携による支援 (市民生活部男女平等参画課)
- (1)～(2) 女性のための起業セミナー、女性のためのエンパワーメント講座の実施、マザーズハローワークとの共催による再就職準備セミナーの実施、女性のためのキャリアカウンセリングの実施 (市民生活部男女平等参画課)
- 女性復職支援事業 (産業経済部工業労政課)
- (2) 関係機関と連携した情報提供 (市民生活部男女平等参画課)



■多様な働き方における労働環境の整備

苦小牧市男女平等参画推進条例  
 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において男女平等参画の推進に積極的に取り組むとともに、その事業に従事する男女が職場における活動と家庭生活における活動等とを両立できるよう職場環境の整備に努めなければならない。  
 2 事業者は、市が実施する男女平等参画に関する施策に協力するよう努めなければならない。  
 第14条 市は、男女平等参画に関する施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

施策の内容	担当部
(1)パートタイム労働に関する情報提供と実態の把握 企業や労働者への短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パートタイム労働法)の周知や、関連情報の提供を関係機関と連携し行います。また、企業の協力を得て、実態の把握に努めます。	産業経済部
(2)農業・水産業・商工自営業等における女性の参画促進 雇用の形態をとらない農業や漁業、商工自営業において、男女が共に生産や経営に重要な役割を担っていることから、経営や方針決定への女性の参画促進を図ります。	産業経済部

主な事業

- (1) 労働基本調査の実施 (産業経済部工業労政課)
- (2) 人・農地プラン (産業経済部農業水産課)

■ワーク・ライフ・バランスの推進

苦小牧市男女平等参画推進条例  
 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において男女平等参画の推進に積極的に取り組むとともに、その事業に従事する男女が職場における活動と家庭生活における活動等とを両立できるよう職場環境の整備に努めなければならない。  
 2 事業者は、市が実施する男女平等参画に関する施策に協力するよう努めなければならない。

施策の内容	担当部
ワーク・ライフ・バランスの普及啓発	総務部
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の意識の醸成を図ります。	産業経済部

主な事業

- ～Change Work Style～ワークもライフもイキイキプラン(特定事業主行動計画)  
 「職員の勤務環境に関する事項」の推進 (総務部行政監理室)
- 離職防止等処遇改善事業 (産業経済部工業労政課)

## 推進の方向 4 地域社会への男女平等参画の促進

住みやすい快適なまちづくりのため、性別に関わりなく地域に参画していくことが重要です。女性は地域活動の担い手として役割を果たしていますが、主要な役職に就く割合が低い傾向にあります。また、男性は、これまでの仕事中心の意識やライフスタイルから、職場、家庭、地域社会のバランスのとれた生き方への変化が求められています。

### ■地域社会への男女平等参画の促進

#### 苫小牧市男女平等参画推進条例

第3条2 男女平等参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対してできる限り影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

第3条4 男女平等参画の推進は、家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動においてその役割を共に果たし、かつ、職場、学校、地域その他の家庭以外の社会のあらゆる分野における活動と両立できることを旨として、行われなければならない。

施策の内容	担当部
(1)地域活動への男女平等参画の促進 男女が生き生きと暮らすことができる地域社会をつくるため、町内会やPTA、ボランティアなどの活動への参画を促進します。	市民生活部
(2)地域社会への男女平等参画の重要性の啓発 町内会やPTAなど地域活動に男女が共に参画し、共に責任ある役割を担う重要性について理解を深めてもらうよう努めます。	市民生活部

### 主な事業

(1) 町内会加入促進事業

(市民生活部市民生活課)

(2) エンパワーメント講座、地域防災講座等、各種男女平等参画講座の開催

(市民生活部男女平等参画課)

■防災分野への男女平等参画の促進

苦小牧市男女平等参画推進条例  
 第3条2 男女平等参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対してできる限り影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。  
 第3条4 男女平等参画の推進は、家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動においてその役割を共に果たし、かつ、職場、学校、地域その他の家庭以外の社会のあらゆる分野における活動と両立できることを旨として、行われなければならない。

施策の内容	担当部
(1)地域防災における男女平等参画の促進 防災や災害復興において男女のニーズを考慮し、女性の視点を生かした地域防災組織の活動を促進します。また、地域で活動する消防団においては、女性の参画を促進し地域住民に対する防火指導や啓発活動に努めます。	市民生活部 消防本部
(2) 防災に関する学習機会の提供 防災の分野において男女が共に活躍するため防災セミナーなど学習機会の充実に努めます。	市民生活部 消防本部

**主な事業**

- |                    |              |
|--------------------|--------------|
| (1) 自主防災組織活動の支援    | (市民生活部危機管理室) |
| 防火指導や防火啓発活動の実施     | (消防本部)       |
| (2) 市民防災講座・出前講座の開催 | (市民生活部危機管理室) |
| 救命講習会の開催           | (消防本部)       |

■男女平等参画の視点を生かした国際交流の促進

苦小牧市男女平等参画推進条例  
 第3条6 男女平等参画の推進は、国際社会における男女平等参画に関する取組を踏まえながら行われなければならない。

施策の内容	担当部
<p>(1)異文化・価値観の多様性を理解するための学習機会の充実                      男女平等参画の推進が世界の動きと連動していることから国際的認識を深めるため、学校教育、社会教育において異文化や価値観の多様性の理解を深める学習機会の充実に努めます。</p> <p>(2)「草の根」国際交流の実現                      多くの市民が国際交流に関わるきっかけをつくるため、外国人と気軽に交流できる機会を提供します。妹・友好都市市民とのホームステイ交流や外国籍市民とのふれあいを通じ、国際理解を深め「草の根」国際交流を推進します。</p>	<p>市民生活部                      教育部                        総合政策部</p>

**主な事業**

- |                                |                            |
|--------------------------------|----------------------------|
| (1) 外国語講座・外国料理講座、色んな国の楽器講座等の開催 | (市民生活部市民生活課)               |
| 英会話講座、世界の料理、外国人講師から学ぶ講座の開催     |                            |
| 外国語指導助手の活用                     | (市民生活部男女平等参画課)<br>(教育部指導室) |
| (2) 苦小牧市国際交流ボランティア登録制度の推進      | (総合政策部市民自治推進課)             |
| 外国人住民との交流会                     | (総合政策部市民自治推進課)             |

## 基本目標Ⅳ 健康で生き生きと暮らせる環境の整備

### 推進の方向1 生涯にわたる健康づくりの推進

生涯にわたり心身ともに健康でいきいきと暮らせることが重要です。

男女がお互いに身体の特性を理解し思いやりをもって生きることは男女平等参画社会の基本です。女性は特に妊娠・出産など男性と異なる身体の機能により健康上の問題を多く抱えるため、正しい性の知識を身につけ、健康の維持・管理を行うことが必要です。

女性が安心して子どもを産むことができる環境整備や、男女がお互いを理解した生涯各期における健康づくりを支援していくことが必要です。

#### ■男女の健康の保持・促進

苫小牧市男女平等参画推進条例  
第3条5 男女平等参画の推進は、男女が互いの性に関する理解を深め、性に関する個人の意思が尊重されるとともに、女性の性と生殖に関する健康が生涯にわたり配慮されることを旨として、行われなければならない。

施策の内容	担当部
(1)健康管理や病気予防対策の充実 市民の心身の健康管理や病気予防のため、各種健康診断の受診向上と予防対策や相談体制の充実を図ります。	市民生活部 健康こども部
(2)生活習慣・食生活の改善指導 健康的な生活習慣の普及や食生活の改善・指導など健康づくりを進めます。	健康こども部
(3)スポーツ活動の推進 スポーツを生活に取り入れるなど体力づくりのための活動を支援します。	総合政策部
(4)リプロダクティブ・ヘルス/ライツに基づく健康支援 リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方に配慮した女性の生涯を通じた健康支援を行います。	健康こども部
(5)女性の健康に関わる問題の情報収集・提供 女性の健康をおびやかす諸問題に関し情報収集と提供に努めます。	健康こども部

#### 主な事業

- |  |  |
|--|--|
| (1) 特定健康診査未受診者勧奨、商業施設等での受診勧奨<br>がん検診事業、中学生へのピロリ菌検査・除菌支援事業<br>健康教育・健康相談 | (市民生活部国保課)<br>(健康こども部健康支援課)<br>(健康こども部健康支援課) |
| (2) 健康づくり事業（保健センターでの栄養教室、運動教室）   | (健康こども部健康支援課)                                |
| (3) ウォーキングスタンプラリーの開催<br>フロアカーリングの普及および大会の開催                            | (総合政策部スポーツ推進課)<br>(総合政策部スポーツ推進課)             |
| (4) 研修会への参加による保健師のスキル向上  | (健康こども部健康支援課)                                |
| (5) がん検診推進事業、若年層への子宮頸がん検診普及啓発  | (健康こども部健康支援課)                                |

■妊娠・出産等に関する健康支援

苦小牧市男女平等参画推進条例  
 第3条5 男女平等参画の推進は、男女が互いの性に関する理解を深め、性に関する個人の意思が尊重されるとともに、女性の性と生殖に関する健康が生涯にわたり配慮されることを旨として、行われなければならない。

施策の内容	担当部
(1)妊娠・出産の諸制度の周知と健康指導 妊娠・出産期の諸制度の周知に努め、健康指導と相談体制の充実を図ります。	健康こども部
(2)妊婦健診等母子保健事業の充実 妊婦健診や乳幼児健診などの各種健診と保健指導の充実に努めます。	健康こども部

主な事業

- (1) 母子健康手帳交付 (健康こども部健康支援課)
- 子育て世代包括支援センター事業 (健康こども部健康支援課)
- (2) 妊婦健康診査の助成、乳幼児健診、健診の事後教室 (健康こども部健康支援課)

■医療体制の充実

苦小牧市男女平等参画推進条例  
 第3条5 男女平等参画の推進は、男女が互いの性に関する理解を深め、性に関する個人の意思が尊重されるとともに、女性の性と生殖に関する健康が生涯にわたり配慮されることを旨として、行われなければならない。

施策の内容	担当部
性が尊重された医療体制 生涯にわたり健康で暮らすために、市立病院において、医療の充実に努めるとともに、女性が受診しやすい環境の整備に努めます。	市立病院

主な事業

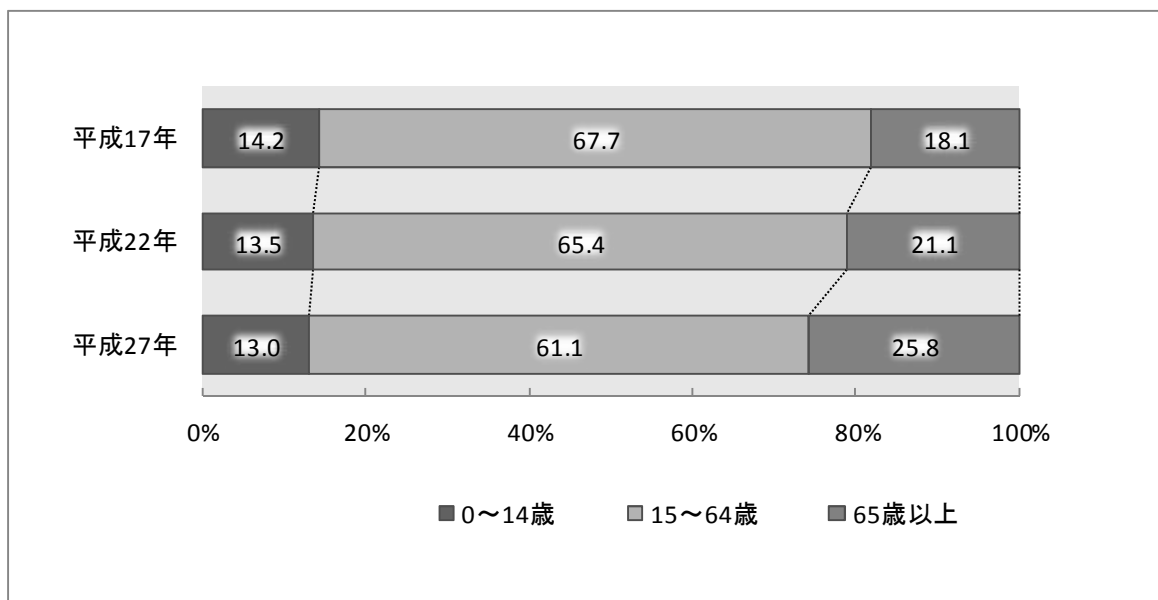
- 女性が受診しやすい環境の整備 (市立病院)
  - ・女性スタッフの採用
  - ・助産師外来の設置
  - ・マタニティクラブの開催

## 推進の方向2 高齢者等が安心して暮らすための環境の整備

少子高齢化が進展する社会にあって、苫小牧市も高齢化が進んでいる現状にあります。(参考図表8)

高齢者や障がい者も社会を構成する一員として、生きがいをもって生活し社会参加できるよう社会的支援が必要であり、そのための環境整備を行っていかねばなりません。

**参考図表8 苫小牧市の年齢別人口の推移(3区分)**



※国勢調査から

### ■高齢者や障がい者等が安心して暮らせる環境整備

苫小牧市男女平等参画推進条例  
 第3条4 男女平等参画の推進は、家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動においてその役割を共に果たし、かつ、職場、学校、地域その他の家庭以外の社会のあらゆる分野における活動と両立できることを旨として、行われなければならない。

施策の内容	担当部
(1)高齢者に対する福祉の整備 高齢者が健康で生き生きとした生活を送るため、保健・医療・生きがい対策や介護予防システム施策に努め、介護サービスの整備及び質的向上を図り、介護に関する相談体制の充実を図ります。	福祉部
(2)障がい者の福祉と家族への支援 重度の障がい者とその家族に対する自立支援給付や地域生活支援事業による福祉サービスの支援体制の充実に努めます。	福祉部
(3)高齢者や障がい者にやさしいまちづくり 高齢者や障がい者が社会生活を安全快適に送ることができるよう、各種サービス提供機関や居住空間、公共施設の整備に努め、高齢者等にやさしいまちづくりを推進します。	総務部 市民生活部 都市建設部

(4) 貧困など生活に困っている方への支援 失業・病気・人間関係などさまざまな問題で生活に困っている方の支援体制の充実に努めます。	福祉部
(5) LGBT等性的少数者に対する配慮 LGBT等性的少数者であることを理由とする偏見や差別を無くしていくため、啓発活動を行います。	市民生活部

### 主な事業

(1) 介護支援いきいきポイント事業 認知症サポーター養成講座	(福祉部介護福祉課) (福祉部介護福祉課)
(2) 自立支援給付等事業 地域生活支援事業	(福祉部障がい福祉課) (福祉部障がい福祉課)
(3) 庁舎内洋式トイレを暖房・温水洗浄便座に変更 庁舎内トイレに手すりの設置、洋式トイレの増設 健康教室ふまねっとの開催 認知症サポーター養成講座・手話講座、車いす体験等の開催 健康・介護相談等	(総務部総務課) (総務部総務課) (市民生活部市民生活課) (市民生活部市民生活課) (市民生活部市民生活課)
都市公園のバリアフリー化	(都市建設部緑地公園課)
(4) 生活困窮者自立相談支援事業	(福祉部総合福祉課)
(5) ジェンダー、LGBTに関する講座、講演会等の開催	(市民生活部男女平等参画課)

### ■高齢者や障がい者等の社会参画の促進

#### 苫小牧市男女平等参画推進条例

第3条4 男女平等参画の推進は、家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動においてその役割を共に果たし、かつ、職場、学校、地域その他の家庭以外の社会のあらゆる分野における活動と両立できることを旨として、行われなければならない。

施策の内容	担当部
(1) 高齢者の社会参画支援 高齢者が知識や経験を生かしたボランティア活動や地域活動、就労などさまざまな分野に活躍できるよう社会参画の支援に努めます。	市民生活部 産業経済部
(2) 障がい者の就労支援 障がい者が地域で生きがいをもって自立した生活を送るため、能力を発揮し、適正や身体の状態に応じ多様な働き方を可能にする支援の充実に努めます。	福祉部 産業経済部



**主な事業**

- (1) 高齢者ボランティア主体事業の推進  
    (公社)シルバー人材センター運営費の補助
- (2) ジョブコーチ推進事業  
    障害者雇用奨励金事業

- (市民生活部市民生活課)
- (産業経済部工業労政課)
- (福祉部障がい福祉課)
- (産業経済部工業労政課)

## 第3章 総合的な推進

### 庁内における推進体制

男女平等参画の施策の推進は、全庁的な取り組みであることから、基本計画を総合的かつ効果的に推進するため、庁内組織として設置した「苫小牧市男女平等参画推進会議」の充実を図ります。

### 苫小牧市男女平等参画審議会

苫小牧市男女平等参画推進条例に基づき設置した苫小牧市男女平等参画審議会の意見を聴き推進に努めます。

### 市民・団体等との連携

基本計画の推進にあたっては、市民・団体等の理解と協力を得て、連携を図りながら取り組みます。

### 国・道との連携

国や道と関連する施策については、国や道と連携・協力しながら推進に努めます。

### 国際社会の取り組みへの配慮

男女平等参画の推進は、国際的な取り組みと連動しているため、基本計画に関連する国際的動向の情報の把握に努めます。

### 計画の推進管理

計画に基づく施策の実施状況の年次報告書を作成し、公表します。  
また、必要なときは、計画期間中に見直しを図ります。

## 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（前文）

日本の批准・発効 1985年（昭和60年）

この条約の締約国は、  
国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、  
世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、  
人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、  
国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、  
更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、  
しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、  
女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、  
窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、  
衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、  
アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、  
国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかに問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、  
国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、  
家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、  
社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、  
女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、  
次のとおり協定した。

# 男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）

改正 平成11年 7月16日法律第102号  
同11年12月22日 同第160号

男女共同参画社会基本法をここに公布する。  
男女共同参画社会基本法

## 目次

### 前文

### 第一章 総則（第一条—第十二条）

### 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

### 第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### （定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

### （男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

### （社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及

ばす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(平一一法一六〇・一部改正)

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男

女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。  
（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

（平一一法一〇二・全改）

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（平一一法一〇二・全改）

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(平一一法一〇二・全改)

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(平一一法一〇二・全改)

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(平一一法一〇二・全改)

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(平一一法一〇二・全改)

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(平一一法一〇二・全改)

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(平一一法一〇二・全改)

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(平一一法一〇二・全改)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名

されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第一〇二号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
(施行の日=平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日  
(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会  
(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

○中央省庁等改革関係法施行法(平成一一法律一六〇)抄  
(処分、申請等に関する経過措置)

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律(以下「改革関係法等」と総称する。)の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。  
(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成十一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日



配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年4月13日法律第31号）  
改正 平成16年6月 2日法律第64号  
同19年7月11日 同第113号  
同25年7月 3日 同第 72号  
同26年4月23日 同第 28号

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律をここに公布する。  
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律  
（平二五法七二・改称）

## 目次

前文  
第一章 総則（第一条・第二条）  
第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）  
第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）  
第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）  
第四章 保護命令（第十条―第二十二條）  
第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）  
第五章の二 補則（第二十八条の二）  
第六章 罰則（第二十九条・第三十条）  
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

（平一六法六四・一部改正）

## 第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）

又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（平一六法六四・平二五法七二・一部改正）

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

（平一六法六四・一部改正）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（平一六法六四・追加、平一九法一一三・改称）

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正）

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

（平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正）

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- (平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)
- (婦人相談員による相談等)
- 第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。
- (婦人保護施設における保護)
- 第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

### 第三章 被害者の保護

- (配偶者からの暴力の発見者による通報等)
- 第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。
- (平一六法六四・一部改正)
- (配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)
- 第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。
- (平一六法六四・一部改正)
- (警察官による被害の防止)
- 第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- (警察本部長等の援助)
- 第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。
- (平一六法六四・追加)
- (福祉事務所による自立支援)
- 第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和

三十九年法律第二百二十九号) その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加、平二六法二八・一部改正)

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

(平一六法六四・追加)

#### 第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあつては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあつては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
  - 一 面会を要求すること。
  - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
  - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
  - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
  - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

- 八 その性的<sup>しゆう</sup>羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）<sup>しゆう</sup>、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発

する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（平一六法六四・一部改正）

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(平一六法六四・全改、平一九法一一三・一部改正)

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(平一六法六四・一部改正)

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(平一六法六四・一部改正)

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(平二五法七二・追加)



(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

(平二五法七二・追加)

#### 第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(平二五法七二・一部改正)

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正)

#### 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(平一六法六四・一部改正)

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

- 二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

# 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年9月4日法律第64号）

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律をここに公布する。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

## 目次

第一章	総則（第一条—第四条）
第二章	基本方針等（第五条・第六条）
第三章	事業主行動計画等
第一節	事業主行動計画策定指針（第七条）
第二節	一般事業主行動計画（第八条—第十四条）
第三節	特定事業主行動計画（第十五条）
第四節	女性の職業選択に資する情報の公表（第十六条・第十七条）
第四章	女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第十八条—第二十五条）
第五章	雑則（第二十六条—第二十八条）
第六章	罰則（第二十九条—第三十四条）
	附則

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

### （基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

### （国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

### （事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に

対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

## 第二章 基本方針等

### (基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
  - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
  - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
    - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
    - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
    - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
  - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

### (都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 第三章 事業主行動計画等

### 第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
  - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
  - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第二節 一般事業主行動計画

#### (一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取

- 組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
    - 一 計画期間
    - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
    - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
  - 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
  - 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
  - 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
  - 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
  - 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
  - 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。  
(基準に適合する一般事業主の認定)
- 第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。  
(認定一般事業主の表示等)
- 第十条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。  
(認定の取消し)
- 第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。
- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。
  - 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
  - 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。
- (委託募集の特例等)
- 第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施

に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
  - 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
  - 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
  - 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
  - 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
  - 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。
- 第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

- 第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

#### 第三節 特定事業主行動計画

- 第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 計画期間
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目

標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

#### 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

#### 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業

主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万



円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

## 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

# 苫小牧市男女平等参画推進条例

平成18年12月21日

条例第41号

改正 平成25年12月20日条例第41号

## 目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 男女平等参画を推進するための基本的施策（第8条—第18条）

第3章 苫小牧市男女平等参画審議会（第19条）

第4章 雑則（第20条）

附則

誰もが個人として尊重され、性別にかかわらず個性と能力を十分に生かすことのできる地域社会の実現は、私たち市民の共通の願いである。

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、男女平等の実現に向けた取組が国際社会と連動しながら着実に進められてきた。また、苫小牧市においても、これまでに女性の自立や地位向上を図るための市民活動が活発に行われ、男女平等参画社会の実現に向けた様々な施策が展開されてきた。

しかし、社会全体において、男女の人権の尊重に関する認識がまだまだ十分ではなく、性別による固定的な役割分担や社会の慣習上での男女の不平等な対応が依然として根強く残っている。一方、少子高齢化の進展や家族形態の多様化など、私たちを取り巻く社会環境は大きく変化している。

私たちのまち苫小牧市がさらに活力あふれる未来へとつながるためには、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女の人権が尊重されるとともに、男女が対等な関係で力を出し合い、それぞれが責任を果たし、その成果を分かち合うことのできる男女平等参画社会を実現しなければならない。

このような認識の下、私たちは、男女平等参画社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

## 第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女平等参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女平等参画に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的かつ計画的に推進し、もって男女平等参画社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女平等参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

第3条 男女平等参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んじられること、性別による差別的取扱い又は性別に起因すると認められる暴力的行為を受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女平等参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対してできる限り影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

3 男女平等参画の推進は、男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されることを旨として、

行われなければならない。

- 4 男女平等参画の推進は、家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動においてその役割を共に果たし、かつ、職場、学校、地域その他の家庭以外の社会のあらゆる分野における活動と両立できることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女平等参画の推進は、男女が互いの性に関する理解を深め、性に関する個人の意思が尊重されるとともに、女性の性と生殖に関する健康が生涯にわたり配慮されることを旨として、行われなければならない。
- 6 男女平等参画の推進は、国際社会における男女平等参画に関する取組を踏まえながら行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、男女平等参画に関する施策を策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、男女平等参画の推進に当たっては、市民、事業者、国及び他の地方公共団体との連携を図るものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において男女平等参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女平等参画に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において男女平等参画の推進に積極的に取り組むとともに、その事業に従事する男女が職場における活動と家庭生活における活動等とを両立できるよう職場環境の整備に努めなければならない。

- 2 事業者は、市が実施する男女平等参画に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による差別的取扱いの禁止等)

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 性別による差別的取扱い

(2) ドメスティック・バイオレンス(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第1項に規定する配偶者からの暴力をいう。)

(3) セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により当該言動を受けた個人に不快感を与え、その者の生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。)

(4) 前2号に掲げるもののほか、性別に起因すると認められる暴力的行為

- 2 何人も、情報を公衆に表示するに当たっては、前項各号に掲げる差別的取扱い又は暴力的行為を助長し、又は連想させる表現その他の男女平等参画の推進を阻害する表現を行わないよう努めなければならない。

## 第2章 男女平等参画を推進するための基本的施策

(基本計画)

第8条 市長は、男女平等参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者(以下「市民等」という。)の意見を反映することができるよう適切な措置を講じるとともに、苫小牧市男女平等参画審議会の意見を聴かななければならない。

- 3 市長は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。

- 4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 市は、男女平等参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女平等参画の推進に配慮するものとする。

(市民等の理解を深めるための措置)

第10条 市は、基本理念に関する市民等の理解を深めるため、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、情報の提供、広報、啓発活動その他適切な措置を講

じるものとする。

(教育及び学習の振興)

第11条 市は、学校教育、社会教育等において、男女平等参画に関する教育及び学習の振興を図るよう必要な措置を講じるものとする。

(市民等に対する支援)

第12条 市は、市民等が行う男女平等参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(審議会等における男女平等参画の推進)

第13条 市は、積極的改善措置を講じることにより、審議会等における委員の男女の数の均衡を図るよう努めなければならない。

(調査研究)

第14条 市は、男女平等参画に関する施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

(推進体制の整備)

第15条 市は、男女平等参画に関する施策を総合的かつ効果的に実施するために必要な推進体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第16条 市は、男女平等参画に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(実施状況の公表)

第17条 市長は、毎年、男女平等参画に関する施策の実施状況を公表するものとする。

(苦情等の申出)

第18条 市民等は、市が行う男女平等参画に関する施策に対する苦情があるとき、又は男女平等参画の推進を阻害すると認められるものがあるときは、その旨を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出を受ける窓口を設置するとともに、当該申出を受けたときは、関係機関と連携して適切な措置を講じるよう努めるものとする。

3 市長は、前項の場合において、必要があると認めるときは、苫小牧市男女平等参画審議会の意見を聴くことができる。

### 第3章 苫小牧市男女平等参画審議会

第19条 男女平等参画を推進するため、市長の附属機関として、苫小牧市男女平等参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、市長の諮問に応じ、男女平等参画の推進に関する重要事項を調査審議する。

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員10人以内をもって組織する。この場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

5 委員は、市民及び学識経験者のうちから市長が委嘱する。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### 第4章 雑則

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

2 苫小牧市特別職の職員の給与に関する条例(昭和29年条例第9号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成25年12月20日条例第41号改正)

この条例は、平成26年1月3日から施行する。

苫小牧市男女平等参画基本計画(第3次)策定の経緯

年月	内容
平成21年1月	苫小牧市男女平等参画基本計画(第2次)を策定
平成24年3月	男女平等参画に関する市民意識調査を実施
平成26年10月	男女平等参画に関する企業実態調査を実施(苫小牧商工会議所と共催)
平成27年10月	平成27年度第2回苫小牧市男女平等参画審議会開催
平成28年2月	男女平等参画に関する市民意識調査を実施
平成28年5月	平成28年度第1回苫小牧市男女平等参画推進会議開催
平成28年6月	平成28年度第1回苫小牧市男女平等参画審議会開催
平成28年7月	男女平等参画に関する市民意識調査(小学生～大学生)を実施
平成29年1月	平成28年度第2回苫小牧市男女平等参画推進会議開催
平成29年2月	平成28年度第2回苫小牧市男女平等参画審議会開催
平成29年5月	平成29年度第1回苫小牧市男女平等参画推進会議開催
平成29年6月	平成29年度第1回苫小牧市男女平等参画審議会開催
平成29年●月	平成29年度第2回苫小牧市男女平等参画審議会開催
平成29年●月	苫小牧市男女平等参画基本計画(第3次)案のパブリックコメントを実施
平成29年●月	平成29年度第3回苫小牧市男女平等参画審議会開催
平成31年2月	苫小牧市男女平等参画基本計画(第3次)策定

苫小牧市男女平等参画審議会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏名	職業・所属団体等	備考
池永 良恵	公募	
大谷 和広	弁護士	
鏡 吉伸	公募	
志賀 勉	苫小牧商工会議所	
鈴木 弥生	特定非営利活動法人ウィメンズ結	
高橋 雅子	苫小牧男女平等参画推進協議会	会長
谷口 佳子	公募	
名越 由記子	人権擁護委員	
松尾 角雄	苫小牧市民生委員児童委員協議会	副会長
山谷 就一	苫小牧市ボランティア連絡協議会	副会長

※任期 平成29年4月1日～平成31年3月31日

## 男女平等参画行政関係年表

年	世界（国連）	日本	北海道	苫小牧市
1968年 (昭和43年)				●働く婦人の家「婦人ホーム」開館（福祉事務所所管）
1969年 (昭和44年)			●「総務部青少年対策事務局」を「総務部青少年婦人対策事務局」に改組（婦人係を新設） ●北海道婦人問題研究懇話会設置	
1972年 (昭和47年)	●1975年を国際婦人年とすることを宣言			●「婦人週間記念講演会」開催(平成12年まで継続)
1975年 (昭和50年)	●国際婦人年世界会議(於メキシコシティ)開催 ●「世界行動計画」採択	●婦人問題企画推進本部設置 ●婦人問題企画推進会議設置 ●婦人問題担当室設置		
1976年 (昭和51年)	●「国連婦人の10年」(‘76～‘85)スタート	●育児休業法施行(女子教員・看護婦・保母を対象) ●民法の一部を改正する法律施行(離婚復氏制度)		
1977年 (昭和52年)		●国内行動計画策定		
1978年 (昭和53年)			●北海道婦人行動計画策定	
1979年 (昭和54年)	●女子差別撤廃条約採択			
1980年 (昭和55年)	●「国連婦人の十年」中間年世界会議(於コペンハーゲン)開催			●婦人ホームを教育委員会へ所管替え
1981年 (昭和56年)	●女子差別撤廃条約発効	●民法及び家事審判法の一部を改正する法律施行(配偶者の法定相続分の引き上げ)	●北海道婦人行動計画推進協議会設立(昭和62年北海道女性の自立プラン推進協議会、平成9年北海道男女共同参画プラン推進協議会に改称)	

年	世界（国連）	日本	北海道	苫小牧市
1984年 (昭和59年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活環境部道民運動推進本部に青少年婦人局設置</li> <li>●北海道婦人行動計画後期推進方策策定</li> </ul>	
1985年 (昭和60年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議(於ナイロビ)開催</li> <li>●西暦2000年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律施行(国籍の父母両系主義等)</li> <li>●男女雇用機会均等法成立</li> <li>●女子差別撤廃条約批准</li> </ul>	●北海道婦人問題研究懇話会を北海道女性会議に改組	●婦人議会開催(苫小牧市婦人行動計画推進協議会主催)
1986年 (昭和61年)		●男女雇用機会均等法施行		●婦人議会開催(苫小牧市婦人行動計画推進協議会主催)
1987年 (昭和62年)		●「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	●「北海道女性の自立プラン」策定	●婦人議会開催(苫小牧市婦人行動計画推進協議会主催)
1988年 (昭和63年)			●生活福祉部に青少年婦人室設置	●女性フォーラム(現社会参画フォーラム)開催(継続事業)
1990年 (平成2年)	●ナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論採択			●「苫小牧女性の意識調査」実施
1991年 (平成3年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>●「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第1次改定</li> <li>●育児休業法成立</li> </ul>	●北海道立女性プラザ開設	<ul style="list-style-type: none"> <li>●女性行政を社会教育課から婦人ホームへ所管替え</li> <li>●「苫小牧市女性活動計画」策定</li> </ul>
1992年 (平成4年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>●育児休業法施行</li> <li>●婦人問題担当大臣任命</li> </ul>		
1993年 (平成5年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>●中学校での家庭科の男女必修実施</li> <li>●パートタイム労働法成立・施行</li> </ul>	●青少年婦人室を青少年女性室に改称	

年	世界（国連）	日本	北海道	苫小牧市
1994年 (平成6年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>●高等学校での家庭科の男女必修実施</li> <li>●男女共同参画室設置</li> <li>●男女共同参画審議会設置</li> <li>●男女共同参画推進本部設置</li> </ul>		●婦人ホームを閉館し、女性センターを開館
1995年 (平成7年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第4回世界女性会議(於北京)開催</li> <li>「北京宣言及び行動綱領」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●育児休業法改正・施行(介護休業制度の法制化)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●青少年女性室を女性室に改組</li> <li>●北海道女性会議を北海道男女共同参画懇話会に改組</li> <li>●北海道男女共同参画推進本部設置</li> </ul>	
1996年 (平成8年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>●男女共同参画2000年プラン策定</li> </ul>		
1997年 (平成9年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>●男女雇用機会均等法改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●北海道男女共同参画プラン策定</li> </ul>	
1998年 (平成10年)				●女性議会開催(苫小牧男女共同参画プラン推進協議会主催)
1999年 (平成11年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>●改正男女雇用機会均等法施行</li> <li>●男女共同参画社会基本法施行</li> </ul>		●「市民のライフスタイルに関する意識調査」実施
2000年 (平成12年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国連特別総会女性2000年会議((於ニューヨーク)開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●男女共同参画基本計画策定</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民部女性政策課を新設し女性センターを市民部へ所管替え</li> <li>●苫小牧市男女共同参画プラン策定懇話会設置</li> </ul>
2001年 (平成13年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>●配偶者暴力防止法成立・施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●北海道男女平等参画推進条例施行</li> <li>●女性室を男女平等参画推進室に改組</li> <li>●北海道男女平等参画審議会設置</li> <li>●北海道男女平等参画苦情処理委員設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●苫小牧市男女共同参画プラン策定懇話会「プラン策定にあたって」を答申</li> <li>●「とまこまい男女共同参画プラン21」策定</li> <li>●庁内組織「まちづくり推進会議男女共同参画推進部会」設置</li> </ul>



年	世界（国連）	日本	北海道	苫小牧市
2002年 (平成14年)		●配偶者暴力防止法全面施行	●北海道男女平等参画基本計画策定	●苫小牧市男女共同参画情報誌発刊  (現苫小牧市男女平等参画情報誌「ふりーむ」継続事業)
2004年 (平成16年)		●配偶者暴力防止法改正・施行  ●育児介護休業法改正		
2005年 (平成17年)	●第49回国連婦人の地位委員会（「北京+10」世界閣僚級会合）（於ニューヨーク）開催	●改正育児介護休業法施行  ●男女共同参画基本計画(第2次)策定		●苫小牧市男女共同参画推進条例検討懇話会設置  ●苫小牧市男女共同参画推進条例検討懇話会「苫小牧市男女共同参画推進条例(仮称)制定に向けた提言」を答申
2006年 (平成18年)		●男女雇用機会均等法改正	●北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画策定  ●男女平等参画推進室を生活局参事に改組	●苫小牧市男女平等参画推進条例成立・公布
2007年 (平成19年)		●改正男女雇用機会均等法施行  ●配偶者暴力防止法改正		●「男女平等参画に関する市民意識調査」実施  ●苫小牧市男女平等参画推進条例施行  ●苫小牧市男女平等参画審議会設置
2008年 (平成20年)		●改正配偶者暴力防止法施行	●第2次北海道男女平等参画基本計画策定	
2009年 (平成21年)		●育児・介護休業法一部改正	●第2次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画策定	●苫小牧市男女平等参画基本計画（第2次）策定
2010年 (平成22年)		●第3次男女共同参画基本計画策定	●生活局参事をくらし安全局くらし安全推進課男女平等参画グループに改組	
2011年 (平成23年)				●「男女平等参画に関する市民意識調査」実施
2012年 (平成24年)		●閣議決定「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画		

年	世界（国連）	日本	北海道	苫小牧市
2013年 (平成25年)		●配偶者暴力防止法及びストーカー規制法一部改正		●苫小牧市男女平等参画都市宣言 ●苫小牧市男女平等参画都市宣言記念式典
2014年 (平成26年)			●第3次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援等に関する基本計画策定	●苫小牧市女性センターが指定管理者・社会福祉法人苫小牧市社会福祉協議会による運営開始 ●「男女平等参画に関する企業実態調査」実施
2015年 (平成27年)	●第59回国連婦人の地位委員会（「北京+20」）（於ニューヨーク）開催	●女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）施行（10年間の時限立法） ●第4次男女共同参画基本計画策定	●女性の活躍支援センター開設	
2016年 (平成28年)			●北海道女性活躍推進計画策定	●「男女平等参画に関する市民意識調査」実施 ●「男女平等参画に関する市民意識調査（小学生～大学生）」実施 ●苫小牧市女性センターから苫小牧市男女平等参画推進センターへ名称変更 ●男女平等参画について考える日本女性会議 2017 とまこまいプレ大会開催
2017年 (平成29年)				●男女平等参画について考える日本女性会議2017 とまこまい開催



苫小牧市男女平等参画基本計画（第3次）

平成30年2月

発行 苫小牧市

編集 苫小牧市市民生活部男女平等参画課

〒053-8722

苫小牧市旭町4丁目5番6号

TEL(0144)84-4052

FAX(0144)33-0474

Eメール danjobyodo@city.tomakomai.hokkaido.jp

ホームページ <http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/shisei/danjobyodo/>